

平成29年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

平成29年3月2日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
市民部長	関田新一君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	職員課長	原島真二君
総務部副参事	荒石恵美君	産業振興課長	小川泉君
子育て支援課長	鈴木礼子君	保育課長	宮鍋和志君

子ども生活部 梶川義夫君
副参事
ごみ対策課長 松本幹男君
都市計画課長 神山尚君
学校教育課長 岩本尚史君

市民生活課長 大法努君
環境部副参事 長瀬正人君
土木課長 寺島由紀夫君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 床 鍋 義 博 君

○副議長（中間建二君） 通告順に従い、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） おはようございます。議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私が質問する事項は、大きい項目で3つございます。

まず1番目として、プラスチックのリサイクルについて。

①プラスチックのリサイクルについての市の考え方と今後の施策について。

②（仮称）3市共同資源物処理施設及び3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会について。

大きい項目の2番目として、農業振興について。

①現在の取り組み及び今後の予定について。

②農産物販売支援について。

大きい項目の3番目として、高齢者問題について。

①高齢者による交通事故の現況と対応について。

②運転免許返納とそれに伴う交通手段の確保についてです。

以上、この場における質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

初めに、プラスチックのリサイクルについての考え方と今後の施策についてであります。プラスチックのうち容器包装プラスチックとペットボトルにつきましては、収集後、選別及び圧縮等の処理を経て、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引き渡しをしております。プラスチック製品につきましては、収集後、小平・村山・大和衛生組合において破碎等の中間処理を行い焼却してまいります。今後につきましても、3市共同資源化事業に基づく処理を基本に、容器包装プラスチックとペットボトルのリサイクルを進めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）3市共同資源物処理施設と3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会についてであります。が、（仮称）3市共同資源物処理施設につきましては、平成29年1月20日に開催しました小平・村山・大和衛生組合議会1月臨時会において、（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事請負契約の締結議案が可決されたところであり、また、施設整備地域連絡協議会におきましては、平成29年2月18日に本内容の説明を行ったところであり、今後につきましても、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様へ適切な情報を提供

し、引き続き4団体で一致して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業振興についての取り組みと今後の予定についてであります。市では農業の発展のため、市民、農業者、関係機関が一体となって農業振興に取り組んでいるところであります。今後の予定につきましては、東京都の補助金を活用しましたパイプハウスの導入を促すなど、端境期における農業経営の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、農産物の販売支援についてであります。農産物の地産地消を進めるため、農産物直売所マップを更新し、直売所のPRを行うとともに、市役所ロビーでのアンテナショップの開催など、地元で生産された農産物を市民の皆様に普及するための取り組みを行っております。引き続き地元農産物の販売支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者による交通事故の現況と対応についてであります。近年の東京都内におけます交通事故の状況を見ますと、事故件数は減少傾向にありますが、高齢者のかかわる交通事故の割合は増加傾向にあり、事故全体に対する高齢者の関与率は3割を超えているような状況であります。市では、高齢者を対象とした交通安全教室を開催するとともに、市報やホームページのほか市の窓口等に運転免許の自主返納についての情報提供を行い、高齢者の交通事故減少に努めております。

次に、運転免許返納と交通手段の確保についてであります。運転免許返納者が増加傾向にある中、今後その受け皿となる公共交通ネットワークの充実が重要になるものと考えております。平成28年3月に策定しました東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、地域交通の検討を協働で進めるなど、公共交通ネットワークの充実を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

プラスチックのリサイクルにつきましては、過去に何度か質問させていただきました。特に平成27年の3月ですね、2年前の議会におきましてはLCAについて取り上げさせていただきました。LCAとは、ライフサイクルアセスメントという考え方でありまして、これは製品を製造から使用、廃棄、再利用までトータルに考えて、どのような使い方や処理をするのが環境に対して最も影響が少ないのかということを図るのが目的でございます。

リサイクルといえますと、無条件に全てが正しいという固定観念が逆に環境を破壊しているという例もあることから、このLCAという考えが生まれたようです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、今後は廃掃法と呼ばせていただきますけれども、これによれば一般廃棄物の処理に関しては市町村がその処理を行うこととなっているため、リサイクルに関する情報も最新のもの、最適なものを地方自治体が考える必要があると思えます。それを踏まえて、廃棄物処理の施策をつくらなければならないというふうに思っています。

リサイクルに当たり、そのことについて、LCAについての見解を、その当時、伺いましたところ、その際、御答弁は環境におけるライフサイクルアセスメントということは承知はしておりますが、具体的にこれを計画に落としているかという現段階ではそこまで至っていないという状況でございますという御答弁でした。それから2年が経過しましたので、再度お聞きします。このLCAを踏まえたリサイクルに関する考えですね、これを現在のプラスチックのリサイクル、リサイクル計画全体でもいいんですけれども、それについてはどのよ

うに計画に落とし込んでいるのか、状況をお聞かせください。

○**ごみ対策課長（松本幹男君）** ただいまLCAのお話があったわけですが、今回の事業計画に盛り込んでない、その理由につきましては、今回進めようとしておりますのは、国が定めました容器包装リサイクル法、こちらの必要に求められた中での施設の設置の中で、私どもも廃棄物の最終処分量を最後は減らしていかなければいけないというところを軸にして事業を計画しているものでございます。したがって、LCAのどこを軸として見るかによって、なかなか図り方の違い等も出てくるとは思っているわけですが、最終的にはこの多摩地域に課せられてる現状の中での果たすべき役割を、この事業計画で盛り込んで事業を進めてるというところでございます。

以上です。

○**21番（床鍋義博君）** もちろん全体の量を減らすというのは非常に重要だと思います。ただ、その量を減らすために、現在、（仮称）3市共同資源物処理施設をつくることによって量を減らすということは、一つ選択としてはあるかもしれませんが、そのことによって環境が破壊されるのであれば、それはいかに容器リサイクル法にのっとった方法でも、それは違うんじゃないかなと思います。それを図るために、LCAという考え方をお示して、それを計画に盛り込んでほしいという要望をしているわけですよ。それを今また再度2年前と同じように、考えは知っているけれども、全体的にまた計画には入っていないということでしたら、もともとこの全体の環境とあって考えた場合に、部分、部分で最適にするのは、それは自治体が部分、部分に考えればいいのかもありませんけれども、先ほど申し上げましたとおり廃掃法に関して最終的な処理を地方自治体が担っている以上は、全体の最適も考えていかなければ、日本全体としてこの廃棄物行政というものがリサイクルの方向に進んでいかないというふうに思うんですね。

先ほど繰り返し申しましたけれども、リサイクルすれば全て正しいと思うことを、もう一度考え直すために、この考えをお示したわけですよ。それにもかかわらず、この間、何もやってなかったというものは、まあ何もやってなかったというか、やってたのかもしれない、でも計画に入っていないということは、その間、どういった議論がされたのかって全くわかんないわけですよ。その間、このLCAに関しての議論というのはされていたんでしょうか。それとも、全く考慮しないで、まず容器包装リサイクルに基づいて3市共同資源物を進めるということを優先したために、それは後回しになってしまったということなんですか。

○**環境部長（田口茂夫君）** LCAの考え方につきましては、そういう考え方があるということは我々も十分承知はしてございます。平成27年の当時にもお答えはさせていただいたかと思いますが、環境省が示しております調査の中での削減効果というふうなものの中でも、容器包装リサイクルを行ったほうがCO₂の排出量が少ないということが明らかになったという報告なども上がってきていることは承知してございます。また、御承知かと思いますが、容器包装リサイクル協会へ私どもの廃棄物が提供されたその先ですね、先につきましても当然それは入札で行っておりますので、入札結果がマテリアルリサイクルなのか、ケミカルリサイクルなのか、サーマルリサイクルになるのかというところは、入札結果によってそういったものが決まってくるということになるかと思っております。そうしますと、必ずしも現段階で仮にLCAを行ったとしても、その先の処理の仕方によって前提条件等が変わってくることもありますので、なかなかそういったところで正確なものが出せないということもあるのかなというふうには考えております。

また、当然、大変申しわけありません、組合のほうにおきましても、このLCAの調査等は行ったというふうには私どもは聞いておりません。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 容器包装リサイクル法の問題点は、結構やっぱり今部長がおっしゃったところにあると思うんですね。結局、入札がされた後、その後どういうふうにもリサイクルされるのか、それがマテリアルリサイクルなのか、ケミカルなのか、またサーマルリカバリーなのかといったところで、この環境負荷が全然違ってくると。かねてより、私も同僚議員の中野議員も、マテリアルリサイクルに関しては、結局、今の技術ではほとんど不可能。不可能というのは、プラスチックから、もう一度、ペットボトルからペットボトルというものに関してはできてはるけども、市場の価格と合わない。そのほかの容器包装プラスチックに関しては、もう一つ一つ成分が全く違うわけですから、これをまた再利用して、選別をして、お金をかけて新しい材料にしても、結局これは材料、マテリアルリサイクルに向かないため、結局、ケミカルリサイクル。ケミカルリサイクルという、結局は燃やしてるわけですよ。

そういうことを考えると、この今の現状でマテリアルリサイクルというのは、ほぼリサイクルとしてのていをはなしてないというふうにも思ってるわけですね。そここのところを自治体は、容器包装協会に渡してしまった後、関与できないというのも、これ法律の不備であるというふうにも思っております。自治体が廃掃法によって最終的な処理を任されてるにもかかわらず、この大きいリサイクルといったところに、最終的なところに関与できないというのも非常におかしい話なんで、そういったことを含めて、国に対して地方自治体が声を上げていくべきだということは何度もお願いをしていたときに、かねてより拡大生産者責任を求めていくんだというふうにも市長はおっしゃっているんで、この場でも何度かお聞きしたときに、市長会を通じて声を上げていくんだということをおっしゃっていたわけです。そのことに関して、今現状、拡大生産者責任をより広げていくために、市としてはどのようなことをされているのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 事業周知活動を進めていくために、昨日、3月1日の市報でも全市民の方へ御案内したところでございますが、庁用車ですとか、あとは東大和市・玉川上水の駅の脇を借りまして、市長のほうから従前から申し上げています「マイバッグ、資源を入れてお買い物」ということで、ペットボトル等については買ったお店に戻していただきたいということで、ここで周知等もさせていただいてるところではございます。

また、拡大生産者責任、これについては確かに進めていくべきだろうというふうにも私どもも考えております。したがって、先ほど議員のほうからございましたように、市長会等への要望事項、そのほかにも一方で東京都における各所の会議がございます。私ども管理職が出るような会議もございますので、その中で現在の容器包装リサイクル法の、できれば多少矛盾が出ているような部分もございますので、その改善等も含めて、東京都から国にさらに上げていただきたいということで、具体的な検討の場での提案等もさせていただいてるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 3月1日の市報、私も見て、すぐ3ページ目ですかね、目に入って「マイバッグ資源を入れてお買い物～ペットボトル等は買ったお店に戻しましょう～」という標語とともに、廃棄物の減量のためPRが掲載されていたことは確認しております。通常でも、市長がこのことを進めてることに限っては非常に私も支持するものであります。やはりかけ声だけで終わらないように、このことによって、もちろん有料化もしているわけですね。東大和は他の2市に先駆けてやっているわけですから、時々、減量した数値なども公表して、皆さんのおかげでこれだけごみの量が減りました。プラスチックの処理の量が減りましたという

ことで、そういう効果をやっぱり示していくことも大事なのかなというふうに思っております。これは要望なので、御答弁は結構です。

やっぱり廃掃法によって、民間が本来、プラスチックの恩恵を受け——民間というのは民間の生産者や流通業者ですね——がコスト削減のためにさまざまな容器包装をつくって、それでやっぱり恩恵を受けているわけなんです。そうすると、廃棄に対してほとんど責任を負っていないというふうに思っているんですよ。それを責任を負わせるために、容器リサイクル法がつくられたわけなんですけれども、やはりこの金額の負担というんですかね——感が全然やっぱり最終処分をする自治体とメーカーとでは違うのかなというところが、リサイクル法の欠点だなというふうに思っております。

今現在、市町村がこの協会から受け取るものがあると思うんですけども、それは何で、大体どれぐらい東大和市では受け取っているのかということをお教えください。正確ではない、ざっくりでいいです。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 大変申しわけないんですが、ただいま手元に資料がないので、議員のほうから言っていただきましたざっくりというところでお答えをさせていただきますと、大きくは2つございます。1つは、ペットボトルの関係で、有償入札分について自治体に入るといものがございます。これにつきましては、おおよそ、その年によっても変化はございますが、1,000万円近く歳入があるというような年もございます。もう一点につきましては、容器包装プラスチックの関係で合理化等拠出金という制度が設けられたことによりまして、合理化等拠出金が、大体これも、一定はしてないわけですが、直近でいきますと500万円ぐらい市のほうに歳入として受けているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） この市町村に分配される合理化等拠出金ですけども、これ平成20年4月から開始されたものですね。始めた当初、100億円近く原資というものがあつたんですけども、平成23年ごろに約23億円になりまして、直近だと平成27年には16億円程度ということになっております。恐らくずっとこのあたり20億円前後で横ばいをしている状態が続いてますので、今後、市町村に配分される原資が少ないままですね。

また、有償の拠出金に関しては、これって結構、海外の需要とバージンの材料の高低によってかなり左右されるといったところがありますので、協会でのコントロール、なかなか不可能だなというふうに思ってます。その一方で、市町村が負担するものに関しては、今後、安くはなることはないというふうに考えられています。市民には、もちろん分別を要求をしますし、市では収集・運搬をして、再度分別して立方体にバール化をするまでかかるわけですね。これらの費用と比較して、余りにも協会から受け取る金額が低いのが、もう一つ、容器包装リサイクル法の欠点であるというふうに思っております。

そのため、一般廃棄物の最終的な処理を行う市町村が、欠点を欠点としてやはり国に訴えて是正を求めているかないと、責任が果たされていないわけですよ、拡大生産者責任の責任を担う側がですね。やはりこれに関しては、市長会で訴えるといったことでしたけど、また幹部が出る会議もあるということなので、これは引き続き強く訴えてほしいなということを要望をさせていただきます。

昨年の予算特別委員会でも、この合理化拠出金の質問をしました。多くの自治体が、リサイクルに取り組みば取り組むほど、各自治体の頭割りである、もちろん要件がいろいろとありますけれども、合理化等拠出金の額が減るといふふうに答弁をされております。ただでさえ少ない額が、もっと少なくなるため、今後このまま効率が改正されなければ、自治体の負担はふえ続けるというふうに思うのですが、その考えでよろしいかどうか、お聞かせください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 容器包装リサイクル法の拠出金の制度は、ただいま議員のほうからお話があったように仕組みとしてはなっておりますので、今後、原資がふえない限りは、やはりリサイクルを各自治体が進めていけばいくほど、そこの原資の取り合いという形になりますので、市としてそこまで持つていくための経費というのは、なかなか下がることがなくふえてしまうという部分がございます。したがって、なかなか原資が上がらない限り、入ってくるべき合理化等拠出金につきましては、下がっていくという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） やはりこれ、もちろん環境負荷も考えることも一つですけれども、自治体のごみ処理の金額をどうやって下げていくのかって考えたときに、やはりその部分も含めて計画をつくらなければいけないってふうに思うんですね。やっぱりそのことをこれから考慮しながら、今東大和市でどのようにしたら最適なのかということも含めて考えていただきたいなというふうに思っております。

そもそも法的な欠点がある容器包装リサイクル法ですけれども、リサイクルをもう一度考えてみますと、2年前にも資料として取り上げさせていただいた一般社団法人プラスチック循環利用協会、ここはプラスチックの適正処理と有効利用のための技術研究開発と、その普及を40年以上にわたって続けている機関であります。ここから取り寄せた資料の中ではっきりと、その他プラはマテリアルリサイクルに向かないというふうに言っております。つけ加えて、リサイクルの目的はリサイクルすることではありません。エネルギー消費の抑制や環境負荷の低減につながらないリサイクルでは意味がなく、またコストがかかり過ぎるリサイクルは現実的ではないでしょう。資源の消費、環境への負荷、社会的コストを総合的に考えるとベストの選択はマテリアルリサイクルではないかもしれません。ヨーロッパで、多くの国でエネルギーリカバリー、これはいわゆる熱回収ですよ——が行われているというふうに言われております。やはりコストも同時に考えなければいけないということも言ってるわけですよ。

ここで、ちょっと質問をさせていただきます。

ここで、その他プラはマテリアルリサイクルに向かないという見解に関して、この見解だけに関してはどういうふうにお考えですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 考え方ということでございますが、その他プラという御質問の中で、大きく容器包装プラスチックっていう部分でのその他プラと、あともう一つはプラスチック製品という意味でのその他プラということで、言葉の意味がちょっと幅が大きいのかなというふうに感じておりますので、現在のところでございますと特にプラスチック製品、これにつきましては議員のおっしゃるとおり、マテリアルリサイクルには私どももなじまないだろうというふうには考えております。したがって、こちらにつきましてはサーマルリカバリーというような手法が望ましいのかなというふうに、そこは私どもも考えております。

ただ、容器包装リサイクル法でいうところの容器包装プラスチック、ここににつきましては再生していくための手法はちょっと自治体では、先ほども申し上げたように選択はできないわけですが、ただガス化ですとか、そういったところで有効活用ができるのであれば、その選択肢もありだろうというふうには私どもは考えてます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ガス化はマテリアルリサイクルではなくて、ケミカルリサイクルですので。2年前にもこの件、お話ししましたけれども、その他プラの中に容器包装リサイクル、もちろん容器包装の部分とその

他プラという製品プラスチックの部分ということがありますがけれども、容器包装の中でもラミネートフィルムとか多層になってるものに関しては、さまざまな物質が入りまじってるわけですよ。それに対して添加剤があったりとかをするので、結局、単一素材ではないんですね。単一素材に近いものという一つが挙げられているのがペットボトルですよ、ポリエチレンテレフタレートですよ。それについても、若干炭酸のものと炭酸じゃないものに関しては、硬化剤がいろいろ配合が違ったりして違うぐらいですから、その優秀だと言われているペットボトルでさえ、飲料から飲料ってほとんどになってないわけですよ。ですから、これは2年前に申しましたけれども、その他プラの中の容器包装の部分に当たる部分でも、今現在の技術ではマテリアルリサイクルが技術的にできないわけじゃないけれども、かなり無駄だということがわかっておりますので、その点、もう一度、いや返答は結構です。同じ答えが来るでしょうから。私のほうで、そういうふうに申し上げておきます。

現在、東大和市のごみのルールでは、容器包装その他プラはリサイクルとして出すことになっておりますけれども、この中で汚れたものは可燃物としてなっております。基本的に容器包装プラは、その用途から薄く軽いものが多く、すぐに燃えやすい性質を持っております。その一方で、製品プラ、代表的なのはおもちゃ等ですけども、それはその用途から長く使うことを前提としているため、その多くはかたく丈夫なプラスチック等で作られております。容器包装プラと比較して、こちらは非常に燃えにくい。一旦、燃えてしまうと燃えるんですけども、なかなか燃えるまで時間かかるなというふうに思っております。

東大和市では、15センチ以内の製品プラは可燃物、15センチ以上は不燃物として出すこととなっております。現在の焼却炉の性質を考えれば、わざわざ燃えにくい製品プラを燃やして、燃えやすい性質を持った軽くてかさかさばる大きい容器包装をトラックで、今後、（仮称）3市共同資源物処理施設に3市から運んで分別して分けるというふうにしておりますけれども、2005年の5月の廃棄物処理法の基本方針を、廃プラについてはまず発生抑制を、次に再生利用を推進する、なお残るものについては直接埋め立てを行わず、熱回収を行うのが適当であるというふうに改正をされました。それから、10年以上経過をしているわけですけども、現在、15センチ以上のプラスチックごみというのは不燃物ですけども、それはどういうふうになっているのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 15センチ以上のプラスチック製品につきましては、15センチを超えて50センチ未満につきましては不燃ごみ、50センチを超えるものにつきましては粗大ごみとして回収をさせていただきます。それぞれ不燃ごみ、粗大ごみともに共通なんですが、回収した後は衛生組合において中間処理を行っております。破砕等を経て、焼却できるものについては焼却をしているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ということは、結局、ほぼ製品プラスチックというものは、今現在の焼却炉で燃やして認めてよろしいのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） そのとおりであります。

○21番（床鍋義博君） そうすると、これまで3市共同資源物処理施設の地域連絡協議会において、プラスチックを燃やすとダイオキシンが出るから燃やさないんだという答弁を、うちの市長ではないんですけども、言っていたと思うんですね。にもかかわらず、容器包装の燃えやすいものは燃やさないで、なかなか製品プラのほうが確実に多いわけじゃないですか。そちらのほうを重量レベルですよ、燃やしているということに関して、何かリサイクルに対しての考え方が3市で一致していないんじゃないかなというふうに思うわけですけども、このあたりいかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいまダイオキシン類のお話も出たわけですが、プラスチック製品を現在、

衛生組合で焼却している中で、そこにつきましてはきちんと排ガスの管理が、測定も含めまして行われておりますので、ゼロではございませんが、国が定める基準値、それは当然下回る中で施設は運転をされております。そこにつきましては、プラスチック製品を燃やすことが有害であるというようなことは、かつて随分前には、以前あったかと思いますが、現在では安定運転の管理をしておりますので、そこについての懸念は余りないものというふうに考えております。

あと、これもかつて衛生組合のほうから伺った話ではあるんですが、やはり焼却炉の炉内の燃焼温度も含めまして、安定的な焼却をしていくという部分から考えますと、現在、プラスチック製品は焼却しているということがございますので、そこで十分なカロリーは得られてるという。逆に容器包装プラスチックを余り必要以上を燃やすとなりますと、やはり現在のストーカ炉の炉の形式からいきまして、やはりカロリーがかなり上がってしまうというところで、なかなかその安定的な焼却を続けながらカロリーも抑えるというところでは、なかなか現在の容器包装プラスチックを全て燃やしていくとなりますと、それに見合った焼却炉ということを検討しなければ、そこは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今課長がおっしゃったダイオキシンのに関しては、プラスチックを燃やすからダイオキシンが出て非常に危険だという発言ではなくて、本来、今おっしゃったようにバグフィルターであるとか、焼成温度800度以上にしてダイオキシンを発生しにくい状況を考えて、現在ゼロではないけれども、かなり低くなってるとするのは私も認識をしております。ただ、申し上げましたのは、それを市民に説明する際に、容器包装プラを燃やしたらどうだという質問に対して、行政の側がプラスチックを燃やすとダイオキシンが出てだめだから容器包装をやるんだという答弁をしたことがおかしいということを申し上げてるわけなんです。技術的なことに関しては、私もいろんなところで資料を取り寄せて調べてますので、全くそういう意味では、その発言をした管理者の方よりは知識はあるのかなと思ってるわけですけども、そういうことを本来であれば管理者が、プロですから、ごみ行政のトップとしてそういった発言をしていることが問題なわけですよ。知識がなさ過ぎるわけですね、正直に申し上げます。そういったことに関して、本来であればちゃんとしたビジョンを示して、こういうビジョンが将来的にはこうなる、ごみ行政はこうなります。リサイクルに関しては最新技術ではこうなってます。ですから、必要なんですよということを説得すれば納得できるんですけども、言い方がおかしいのかもしれないですけども、そのあたり、その場、その場で思いつくことをばっと言われてしまって、それが科学的根拠がないとは言わないけども、かなり低いものだったり、また意識がかなりの昔のままの知識のままですと、本当にごみ行政への将来的にわたって何億、何十億ってかかるものを任してもいいもんかなというふうに思うわけです。そういう思いで聞いたわけなんです。

もちろん今、松本課長が答弁したわけではないので、この場でそれはどうなんかって聞いてもしようがないことなんですけども、今後もしそういったことがあるようでしたら、やはり実務者としては、それは違うんだということをしっかりと、しっかりとレクチャーをしてほしいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

先ほど炉の問題が出ました。カロリーの話も出ました。現在、高いカロリーで燃やし続ける。確かに容器包装というのは燃えやすいので、カロリーベースでは高いというふうには承知をしております。そういったもので燃やし続けると、ストーカ炉の性質から、なかなか高い温度ですっと燃やし続けて、カロリーが安定しないと難しいということも承知をしております。ただ、2005年でこの話があったわけです。それから12年ですかね、

たっている炉の更新がされないままということが一番問題だというふうに思っております。

そのときに、もう東京23区では2008年から熱回収の流れに動いて、結局その段階で焼却炉の延命ではなくて、サーマルリサイクルを視野に入れた炉の更新の計画をすべきだったんですよ、衛生組合は。資料をいろんな、取り寄せてみると、やはりごみ発電も年々伸びてきておりまして、また熱効率のほうも大分上がってきてるといったときに、衛生組合が他市も一刻も早いごみの総量を減らすことを先にやりながら、焼却炉の更新ということをやらないと、このリサイクルを先にやるんだっていても、規模が決まってこないわけじゃないですか。これ衛生組合の答弁を聞きますと、まず上流にリサイクルがあるんだと。そのリサイクルの施設の規模が決まらないと、焼却炉が決定できないというふうに何度も何度も言っているんですね。これ私、ここで何度もお伺いしてるんですけども、一番は発生抑制じゃないですか。東大和市は、市民の痛みがある中、有料化に踏み切りました。他の2市も、一刻も早くこれを行って、ごみの総量を減らして、それから次に考えるのがリサイクルではない、今度、リユースですよ。東大和市では、不要食器のリユースも進めております。これも含めて、全体の量を、ごみの総量を減らして確定させてからリサイクルの方針、焼却炉の方針というのを決めなきゃいけないというふうに考えておりますけども、その考え方についてはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました総量の削減、縮減という形ですか、当市におきましては一昨年、有料化を実施しまして、市民の皆様の御協力を得まして、26市でも1日1人当たりの排出量としましては多摩地区で3位というふうな形になってきてございます。他の2市につきまして、私の立場でどうですかというのはなかなか難しいところではございますが、現在の計画の中におきましては、小平市も武蔵村山市も有料化を前提としたごみ量算定をした上での総量を求めまして、規模を策定しているというふうな状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） もう当然すべきですよ。ごみ量を算定をして、焼却炉の規模を決めるというのは当然なんですけれども、実際にやってみなきゃわかんないところもあるので、早目に実施をして、その実績をもとにつくってやらなければいけないふうに思っております。その後リサイクルを、私は考えるべきだというふうに主張をいたします。

今後、不燃粗大処理施設や焼却炉の更新という、こちらのほうも、両方とも更新が同時に、ほぼ同時に来てしまいます。そうすると、結局、不燃粗大のところで、先ほど松本課長のほうで製品プラの話があったときに、破碎とかをして、そこを破碎してもおもちゃというのは単一素材でできてないわけですから、恐らく金属部分とかを分けることになると思いますね。今自動的に分別するものはありませんから、恐らく手選別でやるんだと思いますが、そういうラインを結局、不燃素材のところにもつくって、なおかつ今度リサイクルのところにも容器包装の部分で、汚れたものとそうじゃないもの、また容器包装と容器包装じゃないものというのも手選別で、そこでまた行うという、二重になるというふうに考えられるわけです。それってすごく無駄なんじゃないかなと。これライン1つにして、結局、最終的には製品プラを燃やすわけじゃないですか。その他プラの中の汚れたものも燃やすわけですよ。そうすると、わざわざ新しい中間処理施設をつくって、そこでラインを別々につくってやる必要というの、これあるんでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今後、更新を予定してます不燃・粗大ごみ処理施設、こちらの中の処理工程での手選別、主には小型家電のピックアップ、こちらのほうを想定をした中で手選別を含ませるべきかというような議論は出ております。また、今後、排ガス濃度中の焼却炉の話になってしまっていて恐縮なんですけど、水銀濃

度の規制が現在のところはないわけですが、ただ今後近いうちにそういう規制等も入ります。したがって、ボタン電池等が内蔵されてるようなプラスチック製品の子供の玩具類みたいな、そういったものをできれば手選別ラインで抜いていこうというような考えで、今進めてるところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今の御答弁は当然でありまして、私が申し上げましたのは、要はプラスチック類の手選別を別の場所で二系統でやるのは無駄じゃないかという質問なんです。それについてはいかがでしょう。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 各市の廃棄物の収集の仕組みからいまして、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物という形の枠の中でそれぞれ回収をしております。したがって、その回収の枠というのは、あくまでもその処理の先に合った形で行政回収の枠を設けておりますので、そこについてはリサイクルをするもの、もしくは焼却等をして処分をしていくものというふうに分けた中で実施しているものでございますので、特段無駄という部分はないものと考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 上流、下流の話をする、先ほど上流が決まらなくて下流が決まらないというところのお話をしましたけれども、これに関しては市民のごみの出し方を決められるわけなので、下流がそういう処理であるならば、上流を変えたほうがいいのかなというふうに思っています。それを3市のところで、別々にやってるからなかなか進まないというのでは、広域を処理している意味がないわけですよね。有料化に関しても含めて、ごみ処理全体のリサイクル方法、全体のビジョンが示されていないから、私はこういうふうになると思うんですね。それに関して、3市ばらばらでやってるからというのは、もう通じないんじゃないですかね。市民に説明がつかないというか、ここの部分は3市ばらばらだから、東大和市ではあずかり知りませんという形では、プラスチックのリサイクルも3市共同でやるし、焼却炉も3市共同でやるわけなんですから、そのところの政策を一致させる、ごみ行政に関してはその政策を一致させる必要があるというふうに思います。もちろん今、これに関しては御答弁できないと思うので、答弁は結構ですので、この①のプラスチックのリサイクルについての考え方についての質問は、ここで終わらせていただいて、次の3市共同資源物処理施設及び3市共同資源物処理施設地域連絡協議会の項に移らせていただきます。

これ毎回お聞きしておりますけれども、現在、3市共同資源物処理施設地域連絡協議会における参加市民の同意、合意、廃プラ施設を建てるに関して、その状況はいかがになってますでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 毎回の定例会で同様な御質問をいただいておりますが、状況は大きく変わってございません。施設建設に反対する御意見や、環境への不安の意見をお持ちの方が多いうような状況でございます。しかしながら、施設面に関しましては、具体的な環境対策ですとか、計量器の設置数などの貴重な御意見を頂戴しているような状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 相変わらず全体としては、この同意をしてないということだというふうに思います。しかしながら1月に、先ほど市長答弁では、1月に3市共同資源物処理施設の契約をして、2月の——これは答弁になかったんですけども、衛生組合の議会で、これ3市共同資源物処理施設の予算が承認されたということですね。これは私も見ましたけれども、これは起債を行っているわけですね、いわゆる借金、将来にわたって借金ですけど、この金額というのは幾らだったのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 起債の額でございますが、これ済みません、ちょっと手元に資料が、最後のも

のがないので、ちょっと前段階のものになりますが、ちょっと御容赦願いたいんですが、起債につきましては、一応補正をした後の額で15億7,000万円ほどが起債を組むということになっておりますので、大きく現在違っているということはないんですが、目安といたしましては15億7,000万円が起債額で補正後という形で出ているというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) この額、聞いたの、別に正確ではなくてもいいんですけども、ざっくりそのぐらいの金額が、これ将来、我々の、もちろん我々現役世代もそうですけれども、次の世代まで、これ償還期間15年ということですから、15年以内ということですから、15年にわたって住民負担にかかってくるわけですよ。それに関して、今回、(仮称)3市共同資源物処理施設だけですけれども、先ほど申しあげました今後、焼却炉の更新や粗大・不燃物の処理施設に関しても、これ同時に負担がかかってくるわけだと思います。これに関して、現状を予想すると不燃・粗大の施設が約30億円弱、焼却炉に関しては、近隣のまだ見積もりをつくってないですから具体的に出ないと思いますけど、私なり調べて近隣の同規模、日量220トンで日野市の焼却炉ですけど、240億円ほどかかっている。これ全部合わせると300億円ぐらいかかるわけですよ。これが今後、15年、20年の間に住民のほうに重くのしかかってくるという認識だと思うんですけども、これに関してはこの認識でよろしいですか。

○環境部長(田口茂夫君) 建設に当たりましては、今議員のほうからお話がありました内容で間違いはないかと思えます。また、組合におきましては、焼却炉に関しまして基金等の積み上げ、積み立て等も実施しておりますので、そういった予算等の活用もしていくというふうには考えているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) これ負担感、かなりのもんですよ。その中で、やはり少しでも負担を軽くしていく、コストを考えていきながらどうしていくかというのは、もちろん業者のほうと交渉して、より炉を小さいものにしていく。炉を小さくするって、業者と交渉してなるものではなくて、結局、ごみの総量を減らさなければ炉は小さくならないわけですから、そういったことも含めて、まずできることを先にやらなければいけないというふうには思っております。

これに関して、繰り返しになりますけども、東大和市は有料化をして進めているわけですけども、ほかの他市はまだ計画段階ということなので、これは連絡協議会の中でも再三、出てる話なので、統一して、これ歩調をとってほしいなというふうに思っております。今後、予算も可決したということなので、今後の予定ですね、今後はどのようにこの3市共同資源物処理施設については手続が残っているのか、どういう手続を踏んでいくのかということをお教えください。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員のほうからお話がありましたとおり、また市長から御答弁がありましたとおり、工事の請負契約につきましては契約も既に完了してございます。今後、事業者におきまして、設計等が進んでいくものというふうに聞いてございます。その設計におきまして、施設整備地域連絡会におきまして、施設のダクトの向きですとか、プラザ機能の内容ですとか、外観などの御意見を伺いながら、その設計にどのような形で反映できるかということも含めまして、事業者と調整をする必要があるというふうには考えてございます。また、現在、衛生組合のほうから都市計画決定の手続の申請が出てきてございますので、こちらにつきましても事務が進んでいくものというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） その都市計画決定ですけれども、その協議会の中で、今地域連絡協議会の中での議論というものをしっかりと都計審の中で反映されるのか、そういうことをどういうふうに報告してるのかということをお聞かせください。今後どういうふうに、今始まったばかりですのでやってないのはやってないのかもしれないですけども、今後どういうふうに地域連絡協議会の内容を都計審の内容に反映させていくのかということをお聞かせください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 都市計画審議会のほうへの反映ということでございますが、都市計画審議会のほうへは、その位置につきまして手続をお願いしてるものでございまして、施設を建てる、その施設の中身までを審議会のほうにお諮りしてるものではまずはないというところがございます。ただ、その都市計画決定の区域決定をする上で、建物をつくるからというところは前提としてございますので、その情報につきまして都市計画審議会の委員の皆様、資料という形で御提示のほうはさせていただいたところがございます。また、1月30日に開催させていただきました中でも、衛生組合のほうから現在の状況での施設の概要ということで資料のほうは提出させていただいてるところではございますが、今議員のほうからお話ございました施設整備の地域連絡協議会、こちらの状況というところにつきましては、当日の会議の中で委員の方から資料要求の依頼がございましたので、次回の会議にはそういったものは提示しながら、求められるものにつきましては私どもと衛生組合、そちらのほうで審議会の委員の方にはきちんと情報は伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ぜひ地域連絡協議会の様子ですね、やっぱり現状を知ってもらおうというのは重要だと思うんですよ。そういうことが頭になければ、なかなか住民の協働による市政の運営ってなかなかやりにくいのかなというふうに思いますので、ぜひそのあたりをよろしくをお願いします。

平成27年の2月の協議会の議事録を見ておりますと、参加者の方から、「ここで私たちにいいか悪いかということとは」——いいか悪いかというのは建設をしていいか悪いかという意味です——「ということを経験していただけることでよろしいですね」という質問に対して、松本課長が答弁をされています。「通常、どう考えてもやはり一番、もともとこの協議会をつくるに当たって、当初800メートル範囲内というところであったわけです。そうはいつでもやはり施設に近いところのお住まいの方というのは、どの施設に対しても、どの施設にしても建物を新たに設けるとなれば、一番影響を受けるわけですから、そのところは現実問題、無視できない。その無視できないというのは、一方ではそういう都市計画決定を要さない事業であったとしても、まちづくり条例があるわけですから、まちづくり条例の中で地域紛争を回避しようねという規定があるわけです。ですから、そういったものを通常真摯に取り組んでいくところのスタンスは、この事業も同じというそういう認識でお願いできればと思います」とあります。

この発言は、この議事録から抜いたものなんで正しいかどうか、聞くまでもないんですけども、松本課長は覚えてるかと思うんですけども、このまちづくり条例において地域紛争を回避するということは、これはこの場においてどういった意味で言ったのか、これを具体的に、じゃどういったことを回避して、都市計画の中に反映させていくのかということはお聞きしたいと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） かつて私が協議会の場においてそのような発言をしたというのは、きちんと記憶しているところがございます。そのときに申し上げた思いというのは、あくまでも当時、協議会を運営していくに当たって、建設するための協議会というところになっていたという部分がございますので、地域の方か

ら私たちは建設をしてほしくないんだという、そういった部分をどこへ持っていけばいいのかというような部分もございました。当然それにつきましては、前の一般質問等でもお答えはしてるわけですが、私どもごみ対策課の窓口でもいいですし、衛生組合でもそこは問題はないわけですが、そこはいつでも門は開いてますよということは答弁もさせていただいたところがございます。したがって、そういったところで私どももきちんと答えるべきものについては、お答えをしていくというところは今も変わりありません。

その当時、一定の規模のまた建物が建つとなれば、まちづくり条例にも影響してくるというところはございましたので、そちらのほうでの懇談会の設置開催等が規定としてございましたので、今後、都市計画決定をしていくこととあわせて、市の条例に基づいた手続も入るという部分で、まだまだ皆さんの納得がいかないという場を聞く機会というのがあるという趣旨で、当時申し上げたものでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そうすると、今後、まちづくり条例に基づいて、その懇談会というものが設置されると、そういうことでよろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今後そういった懇談会につきましては、担当部署と私どもと協力した中で、今後、開催を予定していくものでございます。

以上です。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 先ほどの私の答弁の中で、懇談会という部分の話の答弁で、ちょっと誤解を招くおそれがあるので、済みません、訂正をさせていただきたいんですが、懇談会につきましては、あくまでも都市計画決定の事務を進めていく上での御意見を伺う場として設けるものであるということでありまして、それとあと、先ほど議員のほうからの御質問の中で、懇談会の設置というふうな質疑であったかと思うんですが、懇談会につきましては地域連絡協議会のように会を設置するものではなくて、イメージといたしましては説明会を行うということでございますので、常設で何かを設けるというものではございません。そういったことで、訂正のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、都市計画の決定の手続の上での住民の御意見を聞くという、そういったことについてちょっと御説明させていただきたいと思います。

まず、まちづくり条例の中では、住民の皆様の御意見を伺うために懇談会というのを開催することができるというふうになっております。この懇談会を開催しまして、住民の皆様の御意見を伺って、その上で都市計画の原案というものを作成していくこととなります。この原案を作成しましたら、今度その内容につきまして住民の皆様に説明会という形で御説明をすることとなります。その内容等、適宜、都市計画審議会などに御説明しながら、その原案から今度、原案、案というものを作成いたします。その案を作成した段階で、都市計画の案ですね——を作成した段階で、またここで住民の皆様に対しての説明会というのを開催することになっていきます。

先ほどごみ対策課長からもありましたように、こちらにつきましては協議会のような常設の会議ではございませんで、一般の市民の方であれば誰でも参加できるような、そういった会議でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先ほど松本課長の発言の中で引用して、地域紛争を回避しましょうねという規定があるわけですということで、それが今話した懇談会、説明会ということだったんですけども、説明会と懇談会ってやっぱりちょっと意味合い違いますよね。説明会というと、やはり一方的に行政の側が説明して質疑応答するぐらいな感じですけども、懇談会というともう少し突っ込んで住民の意見を聞くというイメージがあるんですけども、これってこの場で地域紛争を回避しましょうという役割であるのであれば、説明会ではなくてやはり懇談会、もしくは先ほど常設ではないと言ったんですけども、その場で、こう地域紛争が回避できないような場合に関しては、これは常設しなかったとしても、1回で終わるということってできるんでしょうか。これでも1回開いたからいいですよというふうにはならないと思うんですね。それで、地域紛争をそれで回避できればいいですよ。できてない場合に関しては、これどうなるんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 地域との紛争の回避、今回の3市共同資源物処理施設につきましては、そのこの会議につきましては衛生組合を初め、私ども組織市のごみを担当する部署、こちらのほうで対応すべきものというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そうすると、都市計画決定の中のところではなく、今行っている地域連絡協議会の中で対応すると、そういった意味でしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 地域連絡協議会を初め、広く市民の皆様理解を得られるような形で丁寧に説明をしていくというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 2015年の12月の議会でも、私が会議のテーブルに着いたから同意をしたということではないというふうに言明しておきますと。4団体が進めようとしていることに同意をしたから、その席に着いたのではなくて、その反対をする場所が全くないから、そのテーブルに着いたという方も、かなりの数いらっしゃるということ認識していただきたいというふうに思っていますというふうに言ってます。

その中で、松本課長は、どういったところで合意ができてないのか、そういったことも含めて皆さんに情報を出していくというふうに言っております、その上、当然私どもが一方的にこうしますというわけにはいかないというふうに考えてるって言うわけですよ。でも、今の地域連絡協議会を見ると、どう考えても地域住民の方の質問に対して、質問をそのまま答えてない、回避をしている、もしくは次の協議会においてそれに対する回答を出してないということがずっと続いて、長く行われてるわけですね。これ38回も行われているけれども、結局、最初から住民の人が求めてるものに対して出てこないということもあるわけですよ。そういったことを続けている協議会が、決して私は地域紛争を回避する、そういった作用は及ぼさないというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 私どもは住民の皆様同意をしたために、この会議に出るわけでないというふうに、私もそれは聞いてはおりますが、私どもの立場としては、同意をしてくださいということで会議を設けるわけでも、場をつくってるわけでもないの、あくまでも施設建設をするというところで、御協力をいただきたいという意味で丁寧な説明を続けているわけでございます。ですから、その言葉尻をとるわけではな

いんですが、やはり同意ですとか合意ですとか、そういったものを余り使われてしまいますと私どもは、先ほど1番の質問のところ議員のほうから、廃掃法の中で廃棄物の処理責任は自治体にあるというところを御質問いただいたとおり、私たちは廃棄物、一般廃棄物、家庭から出るものを安定的に処理しなければいけないという責務があるわけでございます。ですから、そのところでは施設の建設に御協力、御理解をいただきたいというところで説明を申し上げてるわけでございます。したがって、そこについては余り言葉尻を申し上げたい思いはないんですが、そこは引き続き私どもも、答えになっていないと言われるかもしれませんが、そこについてはきちんと説明はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 自治体が25年のですね、25年かな、市民の同意を得たことを前提として事業を進めるという同意書を結んでるわけですね。その後、それをほごにした形で、また新たな合意書を同年にやっているわけじゃないですか。今、言葉尻を捉えるわけじゃないっていうふうにおっしゃいましたけども、捉えてるわけではなくて、皆さんがおっしゃったことをそのまま守ってくださいねって言うだけですよ。それに関して、何かこちらのほうが、何か無理難題を言うてるような感じに受け取られるのも、こっちもちょっと不本意なんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 私ども、かつて組織市の衛生組合で結びました確認書、こちらの中では住民の理解を得ることということによっております。ですから、同意ということを私どもが持ち出したというふうなものでは、まずはないんじゃないかというふうに考えております。

また、基本事項確認書をほごにしたんじゃないかということも言われておりますが、あくまでもこれは平成25年1月8日に結んだものについては、その後の平成25年7月に3市共同資源化事業の今後についてということで、説明会等を行って、住民の皆さんの御意見を伺った状況を一度取りまとめをしております。それを受けて改めて同じ年の25年11月に、新たに基本事項を結んだ中で今現在事業を進めており、その25年11月に確認を取り交わした中で、住民が参画できる枠組みを確立した中で信頼を得て事業を進めましょうということで、現在、桜が丘のほうで設置している協議会を設けさせていただき、現在事業に当たってるという状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 同意って書いてませんが、理解を得ることを前提に今おっしゃったじゃないですか。だから、理解を得ることは前提になってることを、それはいつ誰がどこで判断したのかということを示さないまま、新たな合意書を結んだから、これはもう新たな合意書のほうが有効だって言われても、住民の方、これ納得するわけじゃないじゃないですか。それ何度も話してますよ。それにもかかわらず、新たなそういったことで協議会をつくるから、そっこのほうに参加してくれって言ったときに、私の質問で、会議のテーブルに着いたから同意したことではないよ、でも言う機会がないからこの場に来てるんですよということがほとんどですよ、それはわかってますよねっていうことを松本さんに聞いたら、それはそうですねという話が今言った私の引用じゃないですか。それに関して、言葉尻を捉えて同意というふうに書いてないから、同意を得るというためのものではないですよって、また今さら言われても、今まで38回にもわたってこれに参加してる住民の方たちの時間と労力というのを全く無視するものじゃないですか、その気持ちとかが。そういうふうに進めていって、いつの間にかだんだんだんだん転換をしていくから、住民の理解が全く得られてないという状況が今の状況だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 地域連絡協議会の参加いただいている市民の皆様には、40回近い御足労をいただきまして、丁寧な説明をということ、組合を初め組織市、3団体でも心がけながら進めてきているというふうには考えておりますが、特に前回の2月の会議の際に、なかなか市民の皆様からの御質問に対する明確な回答ができていないということは、私もその席にいて感じてございます。そういったところから、過日、開催された会議におきましても、きちっとそこは回答していこうということで確認をさせていただきます。

今、合意等々のお話につきましては、協議会の中でも御質問がありまして、地域の皆様との合意文書を結ぶ必要があるのかというふうなお話、御質問等におきましては、手続上の中におきましてもそういった合意、できれば、そういったものができれば一番いいんだというふうには思いますけども、そういったものの必要性というか、それにつきましては必要とされていないというふうなことでの御答弁はさせていただいております。そういったところ、ちょっと言葉のそごがございませうけども、我々としては地域の皆様に御理解を得るべく、引き続き丁寧な説明をし、また情報提供に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 参加市民の方の中には、全員が反対というわけではなくて、基本的には反対であるけれども、どうせつくるのであれば世界一の施設にしてほしいという意見も何回も聞いております。その中で、4団体としてもその意見を聞いていくということでありましたけれども、現実には仕様書というものの案が出てきて、その内容と乖離してる部分もかなりある。その中で、38回やってきた議論の中で、もちろん反対で進んでいかないという面もありましたけども、そういう方もいらっしゃるのだから、例えばどういう、ピットは何日分にするであるとか、計量は2回するであるとか、そういう細かいことも実は決まっているというか、議論には出ているわけですね。それを反映させていくということ、そういう基本的にもともとそういう会であったということですから、そっちのほうはしっかりとしてもらわなきゃいけないわけなんですけれども、先日一部、例えばクレーンの仕様について、今回、搭乗式のクレーンですね。要はクレーンの中に、クレーンのところに人が乗って動かす方式であるということに関して、これもともとの方が言っていたのは、これはもう廃プラの施設をつくることで、周りの環境に対してもちゃんとしっかり整備してほしいけれども、働く人の環境もしっかり整備してほしいからこそ、遠隔でコントロールをするような方式にしてほしいということがあったにもかかわらず、それが今度、仕様書とかには余り反映されてないということもあるわけですよ。通常、これまで長くやってきた中で、いろんなことが議論として、こういうのはどうなんだ、例えば前提となるごみの成分分析まだだねということ結構前から言われているけれども、ごみの成分分析してませんか、してないにもかかわらず数値が出てきたりとかって、そういうことが多々あるわけですよ、この地域連絡協議会の中では、それを真摯に説明されてると言っても、結局、数だけをこなして、長い間、たくさん数やっているから住民の説明、果たしましたという証拠にされるのは、参加してる住民としてはたまったものではないというふうに思います。

田口部長が、しっかりと真摯に説明をしていくということを毎回お願いして、そのとおりになってるのかなということで傍聴に行ってるわけですけども、決してそうはなっていないです。それに関しては、やはり東大和市としては、東大和市に建つ建物でありますから、住民の理解ということをやっぴり第一に考えて、進めていかなければいけないというふうな考えておりますので、そのあたりに関してはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました計量器の問題等につきましても、東大和市としての御意見は組合、他の自治体にも強くお話ししてきてございます。ただ、なかなかそこが意を酌んでいただけない

のか、搭乗式クレーンもそうですけれども、東大和市としては搭乗式クレーンじゃないほうな形でお願いをしたいと、考えてもらいたいということでも意見は強く述べさせていただいてございます。ただ、東大和市だけの意見が全て組み入れられるというふうなものでもございませんということではありますけれども、ここは引き続き私どもとしての意見は、強く組合のほうにも意見を述べていきたいなというふうに考えております。

また、説明につきましても、答えられてない点、そういった点につきましては引き続きそういった答弁をしていくように、私どもからも強く求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先日、2月19日に中央公民館において、市民団体の主催による廃プラ施設についての意見交換会がありました。私も参加してきましたけれども、100名近い市民の方が来場されていて、そのほとんどが建設にやっぱり疑問を持ってました。特に膨れ上がった建設費ですね。当初13億円であったものが、25億円余りになったということに関して、この施設はやっぱり今後、大きな負担となって東大和市民に重くのしかかってくると思います。繰り返し述べますけれども、焼却炉や不燃・粗大ごみ処理施設も合わせると300億円以上の負担感です。国分寺市では、ペットボトルと資源プラスチックは再生方法が異なるため、別々の収集となりました。ただし、市ではペットボトルを販売者の責任において処理していただくことを基本とし、市民の皆さんには自主回収を行って販売店へ返却していただくことを原則としています。なお、補助的手段として、市内の公共施設において拠点収集を当分の間、行いますというふうにありますので、ペットボトルに関しては拡大生産者責任を一層進めて、ごみの静脈産業のこういったところに民間を組み込むと。そして、生産者、流通者の責任をしっかりと問うとくということが、自治体には私は必要だというふうに思っております。そういうことを行って、小さくをした中で、もう一度、リサイクルについて考えていく必要があるというふうに思っております。

コストは、よく協議会の中で、コストは重要じゃなくて公的観点からやるんだという話が出てますけれども、コスト重要です。これから先、東大和市民が負っていく負担ですから、日本一子育てをしやすいまちというふうに言ってる一方で、ごみ行政に関しては日本一負担の大きい市になってしまわないように、そのあたりのことをしっかりと考えて、ごみ行政を行ってほしいなというふうに思っていて、この項の質問を終わりとさせていただきます。

次に、農地、農業振興についてです。

先ほど現在の取り組みや今後の予定についてお話をいただきました。ロビーにおいて農産物の販売、市役所のロビーで直売所を行ってるということもお聞きをしました。けれども、基本的に東大和市は農業——農地に対して、今後、保護していきたいのか、それとも農地として守るのではなくて、優良な住宅地の供給地として考えているのか、その点はどちらでしょう。

○市民部長（関田新一君） 農地のあり方ということでございますけれども、市といたしましても、新鮮な野菜、また安全で安心な農産物を提供するという観点がございまして、また緑の景観の形成、また防災空間としても利用できるということがございます。このようなことから、積極的、積極的にというふうには言えるかどうかわかりませんが、農地の有用性、農地の効果、そういうものを認識しながら引き続き保護はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私も同じ思いで、やっぱり農地の効用として、やはり緑があるというのは、すごく都

市農業にとっていいことだというふうに思ってるんですね。先ほど御答弁ありました災害避難場所としての効用というのもあると思います。現在幾つか指定場所が市内にありますけれども、もちろん指定されてないところでも、農地というものは火災が起こった際の緩衝地帯として防災上重要な場所であるというふうに思っております。また、教育的な位置づけとして、身近に農地があることで、子供たちがどのようにして農作物ができるのか、また農作物の旬、今トマトがなっているんだとか、今ナスなんだとかってということが、自然に学ぶことができる。非常によいことだというふうに思ってます。

しかしながら、相続等がありますと、この農地が分散化されたり、一部宅地化されたりとかをして、農地の真ん中に住宅が建ったりするということが散見されます。その際、やはり引越してきた方と農地の間にトラブルというものがあるというふうに聞いております。例えば風の強い日ですと、乾いてるとほこりであるとか、逆に今度、ほったらかしにしてあるところでは雑草が生い茂って虫などがたくさん出るといったことがあると思います。この苦情に関して、東大和市としてはどういった対策をとっているのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 農地に対します苦情ですとか、市民意識のさまざまな意識に対しましての対応といった御質問かというふうに受けとめましたけども、農地についての苦情につきましては、その都度、地主の方ときちんと話をした上で、例えば端境期において作付のない農地については、端境期においても何らかそのほこりが立たない対策としてネットを張ってくださいとか、そういった具体的な施策を事務局のほうからお願いするといったことで対応をさせていただいております。また、全体的な市民意識といたしましては、先ほど市のほうから御説明をさせていただいたとおり、緑の保全において重要な部分だというふうに認識されているものというふうに考えておりますので、そういった御意見をいただいた市民の方に対しましては、丁寧な対応をとることで理解をしていただくということをお願いしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、農家の方に、もちろん今のようにお願いすることも大事ですけども、やはり市民理解を進めるという意味では、市民の方にも農地の効用というんですかね、非常に重要な東大和の産業の一つでもありますし、教育的な効果、防災的な効果もありますから、そういった面での理解を進めていくということが続けていってほしいなというふうに思っております。

農地に対する市民意識や、子供のころからの体験学習等も含めて、農地の大切さ、自然の偉大さを将来にわたって持ち続けることができるというのは、東大和の子供たちや市民にとって非常に大きい財産だというふうに思っております。そのためにも、農家が農家としてやっていけるように、地元の野菜をやはり買っていただかなければ、なかなかやっていけないというふうに思っておりますので、その対策として先ほど市役所のロビーでの販売所の設置などということが挙げられましたけれども、そのほかに直売所マップ、直売を農家の方がされておりますので、その場所について知らせる直売所マップというものがありますけども、これの部数だったり配布状況だったり、工夫、配布場所、イベントなどの配布など、今後の予定についてをお聞かせください。

○産業振興課長（小川 泉君） 直売マップについての御質問でございます。

平成21年度に7,000部の直売マップをまず作成をいたしまして、以来、新たに作成をしてございませんでしたが、昨年度、平成27年に内容を更新し、3,000部を作成しております。工夫した点といいますと、平成21年度に作成しましたマップと比べまして、多少コンパクトになったということで、持ち歩きしやすくなった点が挙げられます。配布の状況といたしましては、年間約1,000部程度が利用されているものと考えておまして、市役所の産業振興課の窓口のほか、玉川上水駅のふれあい広場等に置いてございます。また、イベント等

におきましては、産業まつりや収穫体験、特にトウモロコシ狩りとか、そういった収穫体験のイベント時に配布を行っているといった状況でございます。今後もイベント時につきましては、なるべく農業の理解をしていただくのと、直売所を利用していただくために、積極的に配布をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) この直売所マップについては、私も結構聞かれることがあります。どこでもらえるのかということも聞かれることがあります。市役所のコーナーについてもお知らせをしておりますけれども、一番わかりやすいのは直売をやっている場所で配布するのが一番効果があるのかなというふうに思いますので、今後、直売所マップを市役所のロビーの直売をやっている、毎週木曜日ですか――に置いたりとか、あと東大和市駅の前に出ているときもありますので、そういったところにも今後、配布をしていただければなというふうに思います。

そのほかに、一昨年から東京街道団地で自治会と東大和市の農家の有志の方によって、不定期ではありますがけれども、農産物の直売を行っております。この件については、御存じでしょうか。

○産業振興課長(小川 泉君) 今の御質問にございました東京街道におきます農産物の直売の関係です。こちらにつきましては、農業者の方々を通じましてお話のほうは何ていうかといった状況でございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 御存じのとおり東京街道団地は高齢化が進んで、なおかつ建て替えとかもあつたりとか、敷地内にはほとんど日用品というか――の店舗が歩いていって近いところになかなかないんですよね。いわゆる買い物難民と呼ばれるような状況になりつつあります。そういった意味でも、日々新鮮な農作物の直売が近くで買うことができるということは、地元農家の育成のみならず福祉の観点からでも、非常に有効だなというふうに考えております。こういった施策をする際に、やはりもちろん農家の方と自治会の人たちが中心となって今回やったわけですけども、やはりそのことによって行政もそれに絡んで支援とかそういった、もちろんお金の支援とかではなくて、例えば場所の提供、今回は東京街道団地なので自治会の集会室を使っているようなので大丈夫なんですけども、そうじゃない場所でもこういう直売があつたらいいなとかというような意見があつたときに、そういう農家の人たちとつなげる役目であるとか、公共の場所、例えば公民館であるとか、そういう市が管理している場所の提供であるとか、そういったことを部署をまたいでやっていけば、市民の方に市内には農地があつて、農作物がちゃんと提供されてるんだということがよくわかると思うんですけども、そのあたりに関して今後の予定というか、考えでもいいのでお聞かせいただければと思います。

○産業振興課長(小川 泉君) 今後、その直売の場所を公共施設等に広めていくことについてでございます。こちらにつきましては、市民のニーズ、そういったものもよく調査した上で、また活用が可能となる公共施設がどういったふうに利用できるのかといった部分の調整も含めまして、今後さまざまな検討を行っていきなというふうには思います。ただし、現在、直売の方々も、個別にスーパーや共同直売所に出荷をされている現状の中、直売に出す荷が少なくなっているといった部分で、協力を仰ぐ上でも、また別な観点からの心配事もございますので、総合的な判断の中でうまく住民の方々にも喜んでいただける施策ができればなというふうに思っておりますので、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) やはりしっかりと、しっかりと農家をやっていく、ちゃんと農作物を売って生計を立てていきたいという農家の方って、まだまだ市内にはいらっしゃると思いますので、ぜひそういった真面

目な農家というんですかね、ちゃんとやってる農家の人たちを支援するような、そういった施策をお願いをしたいと思ひまして、次の質問に行かせていただきます。

高齢者の事故についてですけれども、先ほど事故件数全体は少なくなっているけれども、その事故に対する割合については3割ぐらいだというふうに御答弁がございました。昨今、ニュース等で高齢者の事故が結構報道されております。その大きいものとして、ブレーキとアクセルと踏み間違えて、駐車場のところで店舗に突っ込んでしまったとかというようなもの、近くでは立川駅でもあったようですし、そういった事故がふえてきているように思ひます。

今後このような事故というのは、どちらかというやっぱり高齢化が進む以上、ふえてくるというふうに考えるわけですけれども、それに対する市としてできること。だから、もちろんこれは警察署と連携してやらなければいけないことなんですけれども、高齢者に対するケアとかいうのは、ふだん東大和市の市でもできることもあると思うので、そのあたり高齢者に対してどのようなことを行えるのかということをお聞かせください。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 高齢者に対します対応でございますが、まず市報やホームページで情報提供をさせてもらってます。市報、ホームページにつきましては、高齢者の交通事故防止について、また高齢者の運転免許自主返納制度についてということで情報を提供させていただいています。

それから、交通安全講習会、交通安全教室ですね、高齢者の体験型交通安全教室を平成27年3月から実施してまして、昨年も、平成28年3月も実施いたしました。今年度につきましては、この3月24日に、ちょっと趣向の変わったやり方で、市のほうから警察署のほうをお願いしまして、ドライバーズビジョンという視野の広さ、判断力など、目から入る情報をゲーム感覚で診断する機械を用いて、自身の傾向を知っていただき、今後の安全運転に役立ててもらおうというような講習を実施する予定でございます。このほかでも、交通安全市民のつどいや春の交通安全ゲートボール大会、また春・秋の交通安全講習会等を実施してございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 非常にたくさんの施策を今後行うということで、3月24日にも、これは中央公民館ですかね、行うということなので、ぜひ多く宣伝をしてたくさん来てほしいなと思うんですけれども、昨年3月に行いましたこの講習の参加者というのは、どれぐらいだったんでしょう。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 昨年、平成28年3月に実施しました高齢者の体験型交通安全教室でございますが、出席者は30人程度と少ないものでした。今年度につきましては、幅広く情報提供させていただきまして、多くの方に参加していただくように検討してございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** せっかく新しい方式で、高齢者のためのそういう講習会をやるということなので、できるだけ宣伝をしてたくさんの方に参加していただいて、もちろん元気で普通に運転できる方はそのまま運転してもらっていいんですけれども、やはりちょっと危ないなという方に関しては、やっぱり免許証の自主返納という制度も周知しながら、本人のためでもありますし、また巻き込まれる方のためでもありますので、そういったことを市として進めていってほしいなというふうに思うんですけれども。3月25日に、高齢者の免許更新制度というのが変更になることですが、それはどのような変更になるでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 道路交通法の改正ということでよろしいでしょうか。

平成29年3月12日施行ということですが、この主な改正内容でございますが、臨時認知機能検査、臨時高齢者講習制度の新設ということで、一定の違反行為をした場合に、臨時認知機能検査を受けなければならないと

いうことと、この検査が前回と比較して悪化している場合には、臨時高齢者講習を受けなければならないというものがございます。

2点目が、臨時適性検査制度の見直しということがございます。こちらは免許更新時及び臨時認知機能検査で、認知症のおそれがあると判定された場合、臨時適性検査の受検か医師の診断書の提出が義務づけられています。

もう一点、高齢者講習の見直しというものがございます。年齢が75歳未満の方は、高齢者講習時間の短縮が図られるということで、3時間から2時間に変更になります。また、年齢が75歳以上の方は、認知機能検査の結果に基づき講習時間の延長、または短縮が図られるというものでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） このように、高齢者に対する免許の制度というのは、認知と結構かわることなので、基本的に認知状態になったときに、車を運転してもらっては困るわけですね。それに対して、やはりこういう制度も変更したということと、また高齢者の事故がふえている、高齢者による交通事故がふえているということですね、やはり市民の方に周知をして、本当に運転無理だなという方には自主的に免許証を返納してもらおうといったことを、今後も周知して行ってほしいなというふうに思っております。

免許証の返納なんですけども、これは、これの推移というんですかね、今はどういうふうになっているのかと、返納してしまったがために何か問題が起こっているのかどうか。病院に行くのに、結局、結構交通が大変だよとかって、そういったようなことというのはどのぐらい把握されているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 免許の返納についてでございますが、平成27年につきましては東大和警察署管内になります。320人ということで、平成23年の5年前と比べて10.8%の増ということでなっております。

それから、返納して何か問題があったかということなんですけど、一般的な話になるんですけど、自分自身や御家族の外出に支障を来すとか、それから自動車の運転に対する楽しみ、生きがいとしている高齢者の方にとってはつらいものになる。また、運転中止後は飲酒量がふえたり、外出の欲求がふえることがあるというようなことがございます。

以上でございます。

先ほどの運転免許返納者数の関係でございますが、割合、10.8%ということでございますが、平成23年の単年度に対する平成28年度の320人に対する単年度の割合が10.8%になっているという説明でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やはり運転免許証を返納した後に、やはり交通手段がとれなくなって困るということも聞くことです。もちろんちょこバス等のコミュニティバスを使いながらやるという、そういったところに延ばして行って、利便性を図るということももちろんですけども、今後、高齢者がふえて返納者がふえると、そういった面も含めて福祉タクシーとか、そういったことも検討しなきゃいけないのかなというふうに思います。

今回は高齢者による事故について質問しましたけれども、今後、高齢者が今度巻き込まれる事故等も検討していただきたいなというふうに思っております。高齢者は、一旦けがすると、その回復が難しく、そのまま寝たきりになる場合も多くあります。そうすると、本人や家族、また自治体でもその負担がふえることとなります。できるだけ事故を起こさない、また巻き込まれないというようにするためには、本人の注意喚起だけではなくて、原因を分析して、少しでも事故が起りにくい環境をつくるということも重要だと思いますので、

このあたりも何とぞよろしくお願いをいたして、私の一般質問を終わります。

○土木課長（寺島由紀夫君） 運転免許の返納者数ですが、先ほど10.8%と言いましたが、10.8倍の間違いでございました。

大変失礼しました。

○副議長（中間建二君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○副議長（中間建二君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、LGBT（性的マイノリティー）当事者の権利保障について。

①LGBT当事者の現状について。

ア、LGBTについての理解は。

イ、LGBT当事者の権利についての認識は。

ウ、現状についての市の認識は。

②今後の課題について。

ア、教育現場での理解を深めるための取り組みについて。

イ、自治体で取り組むべき課題について。

2、子育て支援について。

①保育料の軽減について。

ア、現状と他市の状況について。

イ、今後の課題について。

②就学援助の入学支度金について。

ア、入学支度金の前倒し支給など、行事等必要な時期に間に合う適切な支給について。

イ、国の補助単価引き上げによる準要保護世帯への影響について。

ウ、今後の課題について。

③児童扶養手当について。

ア、現状について。

イ、毎月支給の検討について。

④18歳以下の子供の医療費について。

ア、子供の医療費無料化の必要性について。

イ、市財政への影響など課題について。

⑤子ども食堂について。

ア、当市の現状と他市の状況について。

イ、今後の課題について。

壇上での質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、LGBTの理解についてであります。人間の性は身体の性、心の性、恋愛や性愛の対象の性などからなりますが、多くの人は恋愛などの対象が異性であり、身体の性と心の性が同一であるといえます。しかし、性のあり方はさまざまで、恋愛や性愛の対象、性的指向が同性、または両性である、あるいは身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的な違和感を持つ状態、性同一性障害である方々もあり、LGBTとはそうした性的マイノリティーの総称であると理解しております。

次に、LGBT当事者の権利についてであります。社会にはLGBTによります人との違いが理解されずに生きづらさを感じている方々がございます。こうした性的指向や性同一性障害などを理由とします偏見や差別により、不当な取り扱いや不利益をこうむることがないように、人権尊重の観点から配慮する必要があると認識しております。

次に、現状の認識についてであります。LGBTにつきましてはさまざまな場面で取り上げられていることがふえてきているところではあります。現在の典型的な男性、女性を想定しました社会制度の中にあつて、まだ十分に正しい理解が進んでいるとはいえない状況であると認識しております。

次に、教育現場でのLGBTに対する理解を深めるための取り組みについてであります。教職員への研修や児童・生徒への対応につきましては、東京都から配布されております人権に関する資料や通知文等を活用しまして、各学校において適切に対応しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、自治体で取り組むべき課題についてであります。まずは多くの市民の皆様にLGBT当事者の置かれている現状、LGBTに関する正しい知識の理解を深めていただくことが課題であると認識しております。

次に、保育料の現状と他市の状況についてであります。保育料につきましては現行の第4次行政改革大綱及び推進計画で3年ごとに見直しを実施し、適正化を図ることとしております。直近では、平成27年度が見直しの時期に当たり、国の保育料徴収基準額や他市の状況を勘案の上、当市の保育料は適正な水準にあると判断して、据え置くこととしたところであります。

次に、今後の課題についてであります。平成29年度から33年度を計画期間とします次期の第5次行政改革大綱及び推進計画におきましても、3年ごとに保育料の見直しを実施し、適正化を図ることとしております。次の見直しの時期は平成30年度とされておりますので、国の保育料徴収基準額や他市の動向を確認し、保育料の見直しを行う予定であります。

次に、準要保護世帯に係る就学援助費の新入学学用品費についてであります。前回の議会で他の議員からの御質問もお答えしておりますが、制服代やその他準備品に費用がかかります新中学1年生の新入学学用品費の支給時期の前倒しを、平成30年度の新中学1年生を対象に平成29年度に実施できるよう検討をしております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、児童扶養手当の現状と支給についてであります。児童扶養手当は児童扶養手当法に基づき、離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の激変を一定期間緩和し、生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される手当であります。8月、12月、4月の年3回、それぞれの月の前月分までの手当を支払っております。平成28年12月期の定例支払いでは700件となっております。また、支給につきましては、児童扶養手当法に定められており年3回で実施しているところであります。

次に、18歳以下の子供の医療費についてであります。子供の医療費の無料化につきましては、その必要性

から東京都市長会を通じ、平成29年度東京都予算編成に係る重点要望事項としまして要望書を提出し、要請を行ったところであります。また、課題についてであります、新たに18歳以下の医療費無料化を市の単独事業として実施することは、経常的な財政負担を伴いますことから困難と考えております。

次に、子ども食堂の現状と他市の状況についてであります、うまかんべえ〜祭から始まりました有志の集まりであります南親会が、南街2丁目協和三自治会集会所におきまして、平成27年9月から毎月第1と第3火曜日に南街子ども食堂を開いております。また、向原地区におきまして、新しい子ども食堂の立ち上げが計画されていると聞いております。他市の状況であります、近隣市では立川市と武蔵村山市が民間の居場所などの活動を委託により開設、その一環として子ども食堂が開かれております。本市におきましては、引き続き子ども食堂の周知及び情報提供などにおきまして、協力してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題であります、子ども食堂はその取り組みやすさからボランティア団体やNPOなど、さまざまな実施主体による柔軟な取り組みにより、現在、全国で400カ所以上になっているとのことであります。その一方で、食材の調達や真に支援が必要な子供に来てもらうための方策が、今後の課題と考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、LGBTについてであります、教職員への研修につきましては、東京都から配布されております人権教育プログラムを活用して、人権尊重の理念を理解し、人権感覚を磨いております。その中で、LGBTを含むさまざまな人権課題にかかわる差別意識の解消を図ることが、極めて重要であることを認識しております。児童・生徒への対応につきましては、あらゆる偏見や差別をなくすという理念のもと、全教育活動を通して人権教育を推進しております。LGBTにつきましては、東京都からの通知文をもとに、それにかかわる児童・生徒が相談しやすい環境を整えるなど、適切な対応をしております。

次に、準要保護世帯に係る就学援助費の新入学学用品費についてであります、平成30年度の新中学1年生を対象に、平成29年度の小学6年生の支給費目として入学時の時期に支給できるように考えております。

次に、準要保護世帯の支給金額につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせております。ここで東京都を経由して、予算案の段階ではございますが、新入学学用品費の予算単価を引き上げる旨の通知がございました。内容は、現行の小学1年生の2万300円を4万600円に、中学1年生の2万3,700円を4万7,400円に改定する内容となっております。支給額につきましては、国単価の確定後に必要な措置を検討してまいります。

次に、課題につきましては、新中学1年生の新入学学用品費の支給事務が適正かつ適切に行えるように、支給要綱の整備や準備を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 御答弁、ありがとうございました。

まず、じゃ1番のLGBT当事者の現状について伺います。

まず、LGBTについての理解として、定義について御答弁あったので簡単で結構なんです、人口など市が現在どの程度御存じなのか確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） LGBTの定義でございますけども、先ほど市長が答弁ございましたので簡単にとのことでございます。

Lはレズビアン、Gはゲイ、それからBはバイセクシュアル、TはトランスジェンダーのTと

いうことで、その頭文字をとりましてLGBTということで総称してるというふうに認識しておるところでございます。

それから、LGBTの方の人数等の割合でございますけれども、平成28年度に民間事業者が約9万人を対象に実施したLGBTに関する調査におきまして、これ二十から59歳までの方を対象といたしましたが、私はそうであるというふうに答えた方が8%ぐらいおるといような調査結果が出ておりますことから、12.5人、十二、三人にお一人が、その割合でいるというふうな結果が出てるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

私が知っていた数では、2015年4月の調査結果で7.6%というのは聞いていたんですが、昨年の調査で8%ということでしたので、今まで自分の性について、どういうことなんだろうというふうにわからなかった方も、自分がLGBTであるということに自覚してきたという、そういう方がふえてきたのかなというふうに思います。12.5人に1人という割合だそうですが、これは人口でいうと大体1,000万人ぐらい、左ききの人とかAB型の人と大体同じ人口規模であるそうです。

さらに、鈴木さん、佐藤さん、高橋さん、田中さんなど、よくある名字の方が600万人ということなので、それよりも多いということになりますので、割合でいえばどなたでも身近にLGBT当事者の方がいるというふうな感じに思っています。

LGBTの言葉の説明も御答弁いただいたんですけども、最近、欧米ではLGBTQ、LGBTs、複数形のSだと思うんですが、またSOGIというような言葉もよく用いられているんですけども、こちらもしどいう意味なのか、御存じでしたら教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 例えば、他者に対しまして性的欲求を全く抱かない、性的欲求はもちろん恋愛感情もないなど、LGBTには属さない性的マイノリティーの一部であり、国際人権法などの議論において使われている呼称であります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

言葉自体も、先ほどLGBTはそれぞれ頭文字をとったという御答弁があったんですけども、それにとどまらず本当に性のあり方というのがいろいろあるということが、国際的にも認知されてきているのかなというふうに思っています。実際に当事者の方のお話を伺ってみても、本当に性のあり方というのはさまざまであるということがわかります。LGBTという言葉、あくまで性的マイノリティーの方の総称をあらわす言葉であって、性のあり方が本当に多様であるということが理解されるようになってきたんだというふうに思っています。例えば英語版のフェイスブックでは、性別を50種類の中から選択できるようになっているということで、日本版を見ても男性、女性、カスタムというふうに自分で選べるようになっていたりとか、そういうことが大分認知されてきているというふうに思っています。

そこで、質問なんですけれども、これらの性のあり方というのは、どのように決定づけられるものなのか教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 出生時の体の性と心の性が一致しない方もおり、そうした性自認については外的要因であったり、生きていく中で自然と芽生える性に対する自己意識など人によりさまざまであり、いつどう決まるのかは自分で決められないと、決められるものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私自身、正直これまで性のあり方ということに対して深く考えたことはなかったんですけども、人口の8%という少なくない数字を考えたときに、また実際に身近にも当事者の方がいるということに直面したことをきっかけに、初めてもっと理解したいというふうに、スタート地点に立って考えているんですけども、御答弁にもあったように、自分の性のあり方というのは自分で決められるものではありません。多数派と言われます体と心の性が一致していて、異性を好きになるという方々も、それは自分でどこかで決めたということではなかったはずで。当事者の方の中には、多様な性があるというのは、いわば当たり前なのだから、これは個性の一つだというふうにおっしゃる方もいます。性のあり方というものを自分で選択できないものである以上、少数派であろうと多数派の方と同じ権利というものが当然保障されるべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） L G B T当事者の方々が、現に権利の面においても保障されていない部分が多々あるというのは現状であると思います。性的多数派の方々が当たり前保有する権利と同等の権利を、少しでも多く保持することができればと思います。法的問題や認知度の低さなど、社会的障壁が存在しているのが現状であると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 全くそのとおりだというふうに私も思います。

そこで、このL G B T当事者の権利についての認識ということでお伺いしますが、今ちょっとお話と御答弁もあったんですが、当事者の方々に保障されるべき権利としてはどのようなものがあるのか、市が認識されていることを教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） L G B T法連合という団体がございます。平成26年の11月、おとしの11月から、今まで5団体がいろんな要望活動とかいろんな活動をしてたそうなんですけれども、そちらでどこが窓口になるのかわからないというようなところがございまして、政党や省庁から一つにまとめてくれないかというところで、5団体が1つになりまして、そのような法連合というのをつくったようでございます。

その中に、L G B Tの方たちが抱える困難、障壁でしょうか、それがいろいろと書かれておりまして、それを御紹介いたしますけれども、子供、養育、それから就労、カップル、養育、死別、相続、それから高齢者、医療、公共サービス、社会保障、民間サービス、メディア、刑事手続等でございます。その中で、特に就労に関しては、就労活動のしにくさ、それからハラスメント言動、施設、トイレ、更衣室等の利用の制限、それから同性パートナーへの児童扶養手当等の不支給、ハローワーク等での不十分な対応などが挙げられておりますので、これらにつきまして大きな障壁であるというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そういう団体の方たちが要望されてるということなんですけども、やはり先ほど御答弁もありましたように、多数者の方々と同じ権利というものが保障されなければならないというふうに思います。当事者の方々が、肩身の狭い思いで生活せざるを得なかったりとか、あるいは差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかったりすれば、それは健全な社会とは言えないと思います。逆にマイノリティーと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会であるというふうに言えると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 社会にはいろいろな人が生きておりまして、誰もが一人一人、異なっておりますが、人との違いが理解されずに生きづらさを抱えている方もおります。そうした方々の抱える悩みや生きづらさにつきまして、一人でも多くの方に理解され、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を相互に認め合う共生社会の実現が望ましいと認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 多様なあり方を相互に認め合う、本当にそのとおりだというふうに思います。そうすると、自治体としても当事者の方々の権利を保障するべきであるし、そのための環境を整備するためにさまざまな努力をするべきだというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 根強い偏見や差別、それから周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しむことのないよう、こうした性的指向や性同一性障害などに関する理解を深める取り組みが必要であると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そうしますと、先ほどちょっと御答弁ありましたが、現状について市がどういうふうに認識されてるかということ伺いたいんですが、当事者の方たちは周囲からの間違った理解ですとか偏見、マイノリティーであるという理由から、多数派の方からしてみたら当たり前の権利が受けられないというふうに先ほども御答弁ありました。現在置かれてる状況について、先ほど御答弁もありましたので、まず法整備が十分に整ってないということは一つあると思うんですけども、ほかにも当事者の方々がどんな場面で不便を感じたり、差別を受けたりなど、現状どのような困難を感じているのかということについて、市の認識を教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） L G B T当事者の方々が、職場や社会生活においてさまざまな差別と偏見に苦しんでいるということなどは、報道なども通じて承知してるところでございます。例えば健康診断、あるいは生物学的性別によるトイレや更衣室の使用に対する心の性との不一致からくる違和感、出生時の性別らしさを身につけるよう周囲から問われる現実などがあるとされております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 大きく分類しまして、1つには多数派の人たちのまだ理解が十分には進んでいなくて、当事者に対する偏見があるため、さまざまな差別がある。2つ目には、L G B T当事者の権利を保障する環境や法の整備が進んでないというまだ現状があるということだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど平成28年度に行われました民間事業者の調査のことをお話ししましたけれども、そちらの中におきましても職場や学校でのL G B Tへの理解や配慮の重要性につきまして、被当事者の43%が重要であると回答しているような結果が出ております。また、法律上も夫婦や家族としての権利が保障されているわけではないのが現状であると認識してるところでございますけれども、さまざまな、先ほど申し上げたような困難や障壁の解決には、人間の尊厳とか平等原則、生存権などの憲法上の人権保障を基本に新たな立法が不可欠ではないかというようなことを唱えている学者もいることを認識してるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 法律などの環境整備とともに、国民全体の理解を深め、差別や偏見をなくしていくということが求められてるというふうに思います。

続きまして、今後の課題というところに移るんですけども、まず教育現場での理解を深めるための取り組みについて、先ほど教職員への研修につきましては、東京都から配布されている人権教育プログラムを活用するというふうに御答弁があったと思うんですが、この人権教育プログラムというものは、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** この人権教育プログラムでございますけれども、人権教育に関する実践的な手引きとして、人権教育を推進するための考え方、人権教育の全体計画や年間指導計画づくり、また人権課題等に関する実践、指導事例、人権教育についての関係資料等が掲載されているものでございまして、全教員に毎年1冊ずつ配布されるものとなっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

その人権教育プログラムの中では、特にLGBTに対する記載というか、そういうものはあるのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** この人権教育プログラムの中で、人権課題といたしまして、性同一性障害、また性的指向という項目で掲載されております。その中で、性的マイノリティーという言葉で、その性的マイノリティーとされる児童・生徒に対する学校における支援について掲載されております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 全教職員の方に、毎年1冊ずつ配られるということなんですけれども、それを具体的にはどのように活用されているのかも教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** この人権教育プログラムは、あらゆる人権教育に使われているものでございまして、教員の研修で主に使われているものです。特に活用事例といたしましては、職員会議のときに時間をとりまして人権教育について先生方で共通理解をし、児童・生徒の偏見や差別というものをなくしていくというような取り組みを、実際に先生方が共通理解するというようなことをしていたりいたします。また、指導室からも学校訪問時に、この人権教育プログラムを使って、指導室のほうからも人権教育に対しての考え方等を各教職員に対して指導しているというような状況がございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

その人権教育プログラムとは別のものだと思うんですが、文科省から平成27年4月に出されました「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知に基づきまして、平成28年4月1日に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」という教職員の方向けのパンフレットも発行されているかと思うんですが、こちらについては活用はされているのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** このパンフレットも、指導室のほうから各学校のほうに通知文とともに配布をしております、各学校において先ほど申しましたように職員会議等を活用しながら、そしてこのパンフレットを見て支援ができる体制等、教職員で共通理解を図っているというふうに認識しております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

先ほど研修という御答弁もあったんですけども、LGBTに特化したような研修などは行われているのかどうか、こちらも具体的に教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 指導室のほうで、このLGBTに特化した研修というものについては行ってはございません。しかし、指導室のほうが主催をいたします人権教育推進委員会というものがあるのですけれども、そのような中でこのLGBTのことについて触れたりしまして、各学校の先生が、その委員会の中で得た情報を学校に持ち帰って、先ほどの研修等の中で触れるというようなことで生かしたりはしております。

以上でございます。

○**副議長（中間建二君）** ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**3番（上林真佐恵君）** では、午前中に引き続きまして質問させていただきます。

LGBTに特化する研修等が行われていないということだったのですが、教員の方から、例えば児童・生徒で当事者の子がいて、どういう配慮が必要なのか、デリケートなことなので、教員の方も多々迷うことというのはあると思うのですが、そういったときに教職員の方が相談できるような専門の相談窓口というようなものはあるのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 教職員のほうも事例として多く経験してるわけではございませんので、悩むこともあるかと思います。これは一応、組織で対応することが非常に大事だというふうに言われてまして、ですので校内の中で1人で教員が悩むことなく、ここには当事者や当該者や保護者の配慮ということが必要になるかと思いますけれども、情報を共有するというようなことにつきましては。そういうことで、組織の中で相談しながらやっていくというようなことで、専門的な窓口というのを市の教育委員会が持ったりというようなことはございません。また、そのような専門に扱っているところから情報を得て、その情報を参考にしながら組織で対応していくということが、一番よいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

では、教職員の方から、こういう支援をしてほしいという、こういう研修を行ってほしいとか、そういう支援をしてほしいというような、そういう要望というものはあるのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 今現在、教員のほうから具体的な要望等はございません。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 私のほうでいろいろ調べてる中で、大阪市の淀川区というところで、独自の教職員向けのパンフレットを作成しているのがわかりまして、それを見てみたんですが、これ阿倍野区と都島区との3区の合同でつくってるものなんですけれども、この3区の中で実際に学校を卒業した児童・生徒の実際の声をインターネットで集めて反映したパンフレットになっております。

これ読んでみますと、小学校、中学校、高校と、それぞれの時期に実際に当事者の児童や生徒がどんなことが嫌だったとか、またどんなことを配慮してもらってうれしかったかというような、そういう生の声が集められていて、例えば水着やセーラー服を着ることが苦痛だったとか、男らしく、女らしくすることを強要されたとか、男同士で仲よくしていたら、学校の先生にホモになるぞって言われたとか、これ多分、制服のことだと思うのですが、タイツをはかなくてもいいというふうに先生が配慮してくれて、非常にありがたかつ

たというような、こういう実体験がほかにもすごくたくさん書いてあるんですけども、あとは保健の時間で同性愛のことがタブー視されているという雰囲気があったとか、あと同性愛にはポルノのイメージしかなくて、将来、自分がどうなってしまうのか、自分の将来に希望が持てない、混乱したというような、そういうさまざまな声を書いてあるものです。

小学校から高校時代ということで、まさに思春期に当たる時代ですので、そういう性に対する正しい知識を培うという点でも、こうしたパンフレットを作成して教員への——これ教職員の方々への支援パンフレットなので、こういうものをつくって活用したりですとか、また今後、教職員の方から要望があれば、そういう研修などを行うってことが、理解を深めるためにとっても重要だと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在のところ市の教育委員会で、このようなパンフレットを作成するというような予定はございません。しかしながら、午前中にお話しいたしました人権教育プログラムであったりとか、文部科学省から出ております教職員向けのリーフレットを活用して、研修を充実させていくことは大変重要なことであり、市の教育委員会としても推進はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** では、続いて児童・生徒ですとか、保護者に対するLGBTについての理解を深める取り組みとしては、現在どのようなことが行われているのか教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 児童・生徒に対しましては、日ごろから人権教育を、あらゆる偏見、差別ということをなくすということで、全教育活動で行っているところでございます。昨年度ですけれども、児童・生徒を対象の性同一性障害について取り上げた授業を実施した学校もございます。人権教育の中でも、このLGBTについて学ぶ学校というのが、これからふえていくのかなというふうには考えておまして、教育委員会としましては人権課題の中で取り上げていくことを推奨していきたいというふうに思っております。

また、保護者に対しましては直接的にお話をする機会というのはなかなかないのでございますけれども、子供たちへの指導を通して、さまざまな形で情報発信をしていくよう推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** では、具体的に児童・生徒ですとか保護者から、実際に相談があった場合というのはどのように対応してるんでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 相談があった場合ですけれども、もしあった場合には、先ほども申し上げましたが、当事者である児童・生徒、それから保護者、その心情等を配慮いたしまして、対応していくことが第一であるというふうに考えております。そして、学校において組織的に取り組んでいくことということですね、支援体制を構築していくということ、そして医療機関、こちらも当該の児童・生徒、保護者に配慮していくことが必要なのでございますけれども、医療機関とも連携するということも重要であるというふうに考えております。学校においてどんな支援が必要なのか、悩み、そして不安、それを聞いて、それを取り除くように努めていくということが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** では、先ほど教職員の方からの要望については聞いたんですけども、児童・生徒というより、保護者の方などから、そういう要望、こういうことをしてほしいみたいな、そういう要望などがもしあれば、どのようなものがあるのか教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在のところ保護者、また児童・生徒のほうから申し出があるというようなことは把握しておりません。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 現在のところは、そういうものはないということなんですけれども、小学校から高校ということで、本当に多感な時期において自分が人と違う、これで大丈夫なんだろうかというふうに悩むことがあれば、本当にすごく混乱することだと思いますし、将来に対して本当に不安がとても大きいというふうに思います。また、保護者の方も同様で、我が子のことであるけれども、これどういうふうに理解していいのかわからないとか、頭ではわかっている気持ちではなかなか受け入れられないとか、そういうこともあると思いますし、LGBTに対する正しい知識がないために、よかれと思って子供のためにしたことが、余計、子供を苦しめてしまうというようなことも、いろいろ当事者の方のお話を聞くと、すごくそういうことがあるというふうに聞いてますので、児童や生徒たちに対してはもちろんですけれども、保護者に対しても理解を深めるように働きかけることができるというふうに思います。先ほど保護者に対しても情報発信を行っていくという御答弁があったと思うんですけれども、具体的に今、こういうことをするというような、考えていることがあれば教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 教職員に対しては、研修、必要だというふうに思っておりますし、また児童・生徒、そして保護者に対しても、このLGBTの理解をしてもらうという、周知をしていくということは重要なことだと認識しております。現在のところ具体的にこれを行っていくということについては、具体的なところはございませんけれども、ただなかなか言い出せないというんでしょうか、やはり自分から発信していくという、当事者にとってみると、そういうことがなかなか難しい状況もございますので、一番は相談できる環境というのをきちんと整えていくということが、今、最優先でやれることなのかなというふうに思っております。前にも少しお話したかもしれませんが、例えばLGBTのことを話しても大丈夫だよというような、何かシンボルのカラーなんかを置いたりとかして、相談室の環境を整えとかというようなことも、考えられる一つの方法なのかなというふうには思っているところです。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

例えば、今LGBTに関する絵本みたいなものですか、図書みたいなものですか、そういうものも年齢に合わせてさまざま発行されているかと思います。そういうものを各図書館に置くですか、長期休みの前によく本の紹介とかあってあるんですけれども、そういうところに載せるとか、イベントなんかも結構ありますので、そういうものをお知らせするとか、いろいろ考えられるのかなというふうには思います。今後、教職員の方とか保護者の方から、これからそういう要望とか理解がどんどん深まってくるにつれて、そういう声が上がってくるのではないかなというふうにも思いますので、そういう声が出てきましたらというか、保護者の方や教職員の方と一緒に、そういうところ協力して、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、この自治体で取り組むべき課題についてのほうに移りたいと思います。

先ほどもいろいろ答弁ございましたが、現在、自治体が、国全体というよりは自治体に取り組むべき課題というものについて、どのようなことを認識されているのか教えてください。

○**市民生活課長（大法 努君）** 先ほども議員がおっしゃられましたように、多数派の方たちのLGBTに対する理解が進んでいないのが実情であります。性同一性障害は、疾病として認められておりますが、社会では十

分まだ認識されておりません。また、異性愛者以外の性的指向を持つ人は少数派であるため、偏見や差別を形づくる原因にもなっております。正しい知識の普及や性についての多様性があることへの理解を深めるためにも、まずは関心を持っていただくことが必要だと認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

当事者の方から、何かこれまで要望があったのかどうか、もしあればどういうことについてなのか教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 現在のところ市に対しまして要望はございませんが、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）素案に対するパブリックコメント、こちらを実施した際に、社会的認知度が高まっているセクシュアルマイノリティーの方々に配慮した対応が必要になっていることから、文言を追記してほしいとの御意見をいただいた経過がございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） パブコメにそういう意見があったということで、市民の方々の間でも関心が深まってきているということだというふうに思います。他市ではどのような取り組みが行われているのか、御存じなことがあれば教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 世田谷区では、平成27年11月にパートナーシップ宣誓書を提出した同性カップルに対しまして、宣誓書受領書を発行するパートナーシップの宣誓の取り組みを始めました。また、最近の動きといたしまして、文京区ではLGBTに対する理解を職員が深められるよう、庁内にダイバーシティ推進担当を設置し、性自認および性的指向に関する対応指針案をここでまとめたとのことでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

自治体の取り組みとしては、御答弁のあった世田谷区や文京区のほかにも、私が調べたところで、26市でもあきる野市で市の文書や申請書を精査して性別欄不要なものについては削除するという取り組みですとか、町田市でも性同一性障害の方に対して、国民健康保険証の表面の性別欄ではなくて、裏面の備考欄に戸籍上の性別を記載するという、そういう保険証に変えることができるというような取り組みを行っているということもありました。このように同性愛者の方々に対してであれば、婚姻に関することですか、またトランスジェンダーの方々であれば、性別適合手術への支援ですか、トイレのことなんかもよく話題になってますけれども、そういうことや、あと公的書類における不要な性別記載の撤廃などということ、自治体のほうでできるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 婚姻に関することに関しましては、結婚に相当する関係と認定する取り組みを行っている自治体がございます。性別適合手術への支援としては、国内で手術を行う病院は少数でありまして、健康保険の適用外となっているのが実情でございます。また、トイレにつきましては、多目的トイレを誰でもトイレという表記にする自治体もございます。東京都におきまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、東京都が整備する都立の会場に、LGBTの方々にも優しいトイレといたしまして、男女共用トイレの整備を進めているとのことでございます。

以上でございます。

○市民部長（関田新一君） 私のほうから、公的書類におけます性別の記載ということで御答弁をさせていただ

きます。

市民部の所管をいたします申請書類等でございますけれども、法定のもの、いわゆる法律等によりまして書式の定められたもの以外で性別の記載を求めているものは、現在のところございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 当市でもできることから始めているということで、理解をしました。理解をしたんですけれども、やっぱり同性カップルで結婚に、婚姻に関することで、やはり権利がなかなか保障されていないところで、そこはぜひ自治体のほうでも進めていただきたい取り組みだなというふうに思ってるんですけれども、こちらについていかがでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 例えば今お話がございました取り組みとして、例えば事例で申し上げますと、渋谷区での取り組みもございます。渋谷区では、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を平成27年4月から施行いたしまして、男女の人権の尊重とともに、性的少数者の人権を尊重する社会の形成を推進しております。渋谷区では、同性パートナーを対象としたパートナーシップ証明書、こちらを発行いたしまして、法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備えた戸籍上の性別が同じ2人の間の社会生活における関係をパートナーシップと定義いたしまして、一定の条件を満たした場合にパートナーな関係であることを証明するものでございます。こうしたことによりまして、渋谷区では公営住宅に家族として入居できるなど、これまで他人扱いされることが多かったと、そういった同性カップルの方が家族として扱ってもらえるという効果があるという事例がございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そういう同居に対して、普通の結婚と同じように認められるということですか、保険ですか、先ほども御答弁ありましたけれども、もちろん国の法律という点でも、これから変えていかなければならないというふうには思うんですけれども、まずは自治体でもできる取り組みとして、今のパートナーシップの関係のことですか、そういうこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

また、図書館で使う図書カードの名称を、通称でも可能にするっていう、望まないカミングアウトを防ぐというために、こういうことをやってる市がありまして、仙台市なんですけれども、仙台市では通称の宛名が記された郵便物ですとか領収書を提示するというので、通称でオーケーというような、簡単な方法でそういうことをやってるんですけれども、こういう取り組みについてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の利用カードを、通称名でつくれないかという点でございますけれども、現在、本名以外の通称名で図書利用カードを発行はしてはございません。そのことがありまして、近隣市に確認を何市かしましたところ、通称名でもその方が登録者と同一人物であると確認ができれば、発行する方向で考えるというふうに答えた市が数市ございました。現状のルールでは、図書利用カードを作成する際には、御本人であることを確認させていただくための資料などを御提示いただいて、カードを発行してございます。しかしながら、通称名を希望される方に対しては、さらにその方と住所地の登録者が同一の方であることを確認できる資料の提示も必要になるというふうには考えます。また、加えて図書資料の返却期限を超えた場合や、リクエストされた本が準備ができて連絡をするような場合には、図書館から住所先のほうにはがきや電話連絡をさせていただくことにもなりますので、そういうことについて御了解もいただけるのかというような、そういうこともカード発行には必要な要件になってくると考えております。もし、今後、通称名でカードをつ

くりたいという方が来られましたら、今御説明申し上げました要件、そちらについて御理解いただけることを確認した上で、個別に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。

ほかに市の職員の方、市役所の職員の方ですとか、市民全体の理解を深めるために、現在どのようなことを行っているのか教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 国におきまして、毎年、12月4日から10日までの1週間を人権週間と定めております。この期間、市におきましても、人権に関する関係課と合同で市役所1階、市民ロビーにおきまして人権パネル展を開催いたしまして、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別なども含めまして、さまざまな人権問題について考えていただく機会を設けてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） パネル展、今、東京大空襲のやっておられると思いますけど、とても目立つところですので、ぜひそういうものを利用して、今後も理解の促進に図っていただきたいとと思います。ほかに職員向けの研修だとか、市民向けのセミナーというようなことは行っているのでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 私のほうから、職員向けの研修という部分についてお答えさせていただきたいと思いますが、市のほうの独自研修ということではございませんけれども、市町村職員研修所のほうで人権をテーマとした研修の中の一環として、性的マイノリティーに関する研修がございまして、本年度でいいまして、今年度は4名の職員をそちらのほうに派遣しているところでございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市民向けのセミナーでございまして、現在のところまだ開催したことはございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これからどんどんニュースとかでも、最近本当にLGBTに関することってすごく見る機会が多くなっていると思いますので、ぜひ今後、市民の理解も徐々に、だんだん関心も深まってくると思いますので、それに合わせてセミナー等、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

市の中に、専門の相談窓口というものは、今現在ないと思うんですけども、その設置の必要性に対してどのように認識されているのか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 専門の相談窓口ということでございますけど、上林議員が今おっしゃったように設置はございませんけれども、現在対応しておるのは、相談のその内容ごとに応じまして、関係する部署においてお話を伺うということをするようになるかと思っておりますので、そのような対応をしたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

結構、LGBTの当事者の方が、イベントなんかで、テレビとかでも見ると、とっても明るく前向きに活動しているという姿をすごく見ることも多い一方で、LGBT当事者は自殺のハイリスク集団とも言われていまして、特に男性の同性愛者の自殺未遂率というのが、異性愛者の方の約6倍というデータもあります。周りの人々や社会の理解、本当に身近な家族の理解も得られないということももちろんあると思いますし、環境とい

うことでも生きやすく、住みやすいという環境の整備がまだまだ今は整っていませんので、少なくとも当事者の気持ちに寄り添って、市としてももっと積極的に理解の促進ですとか環境整備について進めていくということが求められると思います。全体として、現在のところまだ当市では今後の課題ということで認識されているのかなというふうに思ったんですけども、この当事者の権利を保障するということは、人権の問題として市民の方の関心もどんどん高まっていますし、権利を保障するための環境整備ということも急速に求められているということだと思います。当市においても、できることから取り組むという姿勢で、積極的に理解促進、環境整備を進めることを強く要望いたします。

続きまして、2番の子育て支援のほうに移りたいと思います。

この1月に、会派視察で兵庫県明石市に行って、明石市の先進的な子育て支援策ということについて、いろいろお話を聞いてきましたので、それぞれの項目で必要に応じて明石市の取り組みを紹介させていただきながら、質問させていただきたいと思います。

まず、保育料の軽減についてですが、現状と他市の状況について、特に多子世帯の軽減の当市の現状について、1号認定のお子さん、2号、3号認定のお子さん、それぞれの状況を確認させてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 当市の保育料の多子世帯の減額の状況でございます。まず、1号認定、これは3歳以上で保育の必要がなく、教育を受けるお子さんの場合でございますが、こちらは第1子は全額負担していただきます。第2子は半額、第3子以降は無料となります。多子計算の方法でございますが、年少から小学校3年生までの範囲内にお子さんが2人以上いる場合、最年長の子供さんを第1子、その下のお子さんを第2子と数えます。第1子のお子さんが成長し、小学校4年生以上になった場合には、それまで第2子だったお子さんを第1子と数えます。引き続きまして、2号と3号でございますが、2号、こちらは3歳から就学前までの年齢の保育が必要なお子さんでございます。それと、3号、こちらゼロ歳から2歳で保育が必要なお子さんの場合でございますが、こちらにつきましては1号認定と同様に、第1子は全額負担していただいて、第2子は半額、第3子以降は無料となります。多子計算の方法ですが、小学校就学前のお子さんが2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子と数えます。第1子が卒園された場合には、それまで第2子だったお子さんを第1子と数えます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 他市では、第1子とする年齢を、これ2号、3号のことですけれども、小学校就学前というふうにせず、幼稚園と同じ小学校3年生までとしたり、またさらに引き上げて18歳にしたり、年齢制限そのものを撤廃している自治体も出てきていると思うんですが、具体的な事例について御存じでしたら教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 他市状況でございますが、東京都内26市で第1子とする年齢を全面的に引き上げたり、撤廃したりという事例は聞いておりません。ただ、西のほうで、兵庫県の明石市のほうで第2子を無料にしたという話、それは聞いてございます。一方で、東京都内の26市でございますが、年齢制限の範囲については、ほぼ東大和市とどこも同じでございます。そのように認識しておりますが、具体的に内容としては2号認定、3号認定のお子様につきましては、第1子とする年齢でございますが、当市では市民税所得割額5万7,700円未満の世帯の場合には、第1子の年齢制限を撤廃してまして、第1子の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料としております。また、市民税所得割額が7万7,100円以下で、ひとり親の世帯の方や障害者がおられる世帯につきましては、第1子についてC1階層とC2階層がありますが、こちらは第1子が

無料、D1階層、D2階層とございますが、D1階層について半額、D2階層については一部について半額、ともに第2子以降は無料となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君）　こちらで紹介する前に、明石市のこと御答弁いただいたのでもう言いませんけど。一定の低所得の世帯に対して配慮がなされているものというふう思ったんですけども、御家庭によっては本来の第1子の子が卒園すると同時に、軽減が第2子の子が第1子として扱われますので、保育料の負担が多くなるという場合もあるかと思います。今ある程度の配慮は、低所得の世帯に対しては配慮がなされているものというふう思ったんですけども、今日本は本当に若い世代も、ひとり親の方も、高齢者もみんな生活が苦しくなっていて、一億総貧困社会というふう言った方もいます。子育て世帯は共働きであっても生活が苦しくて、子供を産むほどに生活が苦しくなるという実態もある中で、そもそも国の保育料が高過ぎるってこともあって、当市も努力していただいて50%に抑えていただいているということもあるんですけども、今後ぜひさらに軽減策を考えていただきたいと思いますので、今後の課題というふうに移るんですが、年齢制限をなくすということに対して必要性をどのように認識しているのか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君）　当市の保育料は、年齢制限をなくすことが必要な世帯につきましては、一定の配慮をした算出方法になっていると認識してるところでございます。先ほど申し上げた2号、3号、保育園ですね——に行ってる方の保育料につきましては、国が定めている徴収基準の上限の——今御紹介ございましたけど、いつも大体50%を目途に設定をしてるところでございます。これは全国的に見ましても、かなり利用者の負担を大幅に軽減した額というふうには認識してるところでございます。さらに第2子につきましては、国が決めている徴収基準額、保育料ですね、これの50%のさらに半額としてるというようなところがございます。全国的に見ますと、当市の保育料は第1子の年齢制限を撤廃しなくても十分に、まあ十分とは言えませんが、ある程度の負担は軽減されているのではないかとこのふうには認識してるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君）　第2子が半額というのも、本当にありがたいことだというふうにも実感してるんですけど、やっぱりその第1子が卒園してしまうと、その第2子のところが第1子というふうになってしまうということもありますので、国の保育料がそもそも高く、そこを50%に抑えていただいているということで、当市としても努力していただいていることは私も十分理解してるんですけども、それでも子育て世帯の生活の実態というのを考えたときに、まずは卒園でなくて、幼稚園と同じ小学校3年生までというふうには、少し年齢を引き上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君）　当市の保育料は、国が決めている基準額の半額というところでやっておりますので、国のほうは後追いで、例えばB階層といたしまして、所得税が、住民税非課税世帯ですか、そちらにつきましては国の徴収基準では徴収金がありました。ところが、当市におきましては、私が担当していたころですから、20年前ぐらいから無料というところを先行してやっております、国がそちらに後追いでついてきたというところもございますので、その辺につきましては改正する必要はないんですけども、国が当市の基準より上回るものが示された場合には、それは積極的に取り入れていくスタンスでおりますけれども、現在のところなかなか国の制度というものの以上のものを、これ以上やるのは一般財源の負担も増すようなことがございますので、現状で行っております制度におきまして、ある程度の負担軽減はされてるのではないかとこのふうには考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 当市が先行してやったことに、国が後からついてきたというふうな御答弁ありましたので、ぜひこちらに対しても年齢制限を上げていただいて、撤廃していただいて、国が後からついてくるというふうになればいいなというふうに思います。

そもそも国の保育料が非常に高額だということは、本当に根本的な問題として保育にお金が使われてないということで、それは私どもとしても十分認識しておりますので、国会議員団とも連携して国に対してももちろん声を上げていきたいと思ひますし、市のほうからもぜひ先行して、国より先にやってほしいということも思ひますし、国に対しても要望を上げていただきたいなというふうに思ひます。

続きまして、②の就学援助の入学支度金について移ります。

入学支度金の前倒し支給など、行事等必要な時期に間に合うような適切な支給についてということですが、中学生については平成30年度の新1年生に対して29年度中に支給していただけるということで、これ本当に助かる、ありがたいというふうに思っています。小学生についても、同時にぜひ前倒し支給していただきたいというふうに思っているんですけども、これまでも何度か紹介させていただいた八王子市のほかにも、現在急速にこの前倒し支給というのが広がっているということ、御存じでしょうか。もし、市でつかんでいる他の自治体の状況など、自治体の状況と、また支給の仕組みについて御存じでしたら教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 課長会での聞き取りのレベルでございますが、八王子市のほかには、当市を含めまして11市ほど、平成29年度から新入学生用品費の前倒し支給を検討しているようでございます。新中学1年生を対象とした支給につきましては、小学校6年生の支給費目とするということで、そのあたりは共通していると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 2月4日の朝日新聞デジタルの記事によりますと、室蘭市の例として、所得に基づく納税額が確定するのが5月ごろになるので、多くの自治体は支給対象世帯かどうかを、入学前年の世帯所得で判断するんですが、室蘭市は前々年、前の前の年の世帯所得をもとに対象世帯を決めることにして、時期を前倒しにしたということが書いてありました。これと同様の手法で、この春から東京では文京区、新宿区、豊島区、世田谷区、八王子市、武蔵野市、あと清瀬だったかな、たしかそうだと思うんですけども、小中ともに始めるというようなお話も聞いております。東京以外でも、少なくとも全国約60市、60市区町村に上る自治体で前倒し支給をスタートさせるというふうに書いてありました。東大和市でも同じ手法と同様にできるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 新小学1年生を対象とした場合ですが、こちらは入学前の時期に支給をするためには、認定の基準となる世帯所得、こちらは支払い年度の前年度、入学年度を基準としますと前々年度となると理解をしております。先行市の方法では、就学前と就学後の2回申請が必要となりますので、認定結果が年度をまたがって異なる場合ですとか、また転入・転出の対応、そういったことがございますので、まずは八王子市、武蔵野市等の実施後の課題等を情報収集を図りながら、保護者の負担、また混乱が少なくなる方法等、研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先行市の課題等を見てということなんですが、60を超える市区町村がスタートを決めているということですので、今御答弁にあったようなことなんかですとかは、先行市ではクリアしているとい

うことだと思しますので、ぜひ小学校1年生につきましても決断をしていただきたいというふうに思います。

また、入学支度金もそうなんですけれども、例えば修学旅行費ですとか卒業アルバム代ですとか、それらの支給時期について現在どのようになっているのか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 移動教室、修学旅行費、卒業アルバム代は実費支給をしております。1学期の実施分につきましては9月に、2学期実施分は12月に、3学期の実施分と卒業アルバム代は翌年度の4月に、実施後の確定額を支給をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 実費ということなので、事前にというか、必要な時期に支給するというのはなかなか難しいということはわかるんですけども、いろいろ調べてる中で、あるシングルマザーの方のブログがあったんですけども、これはほかのシングルマザーの方に対して、いろいろそういう補助があるとかというような内容を、制度の紹介だとかをしているブログだったんですけども、この修学旅行費、高額ですので、それをどうするかみたいなこと、記事があったんですけども、その対策として親や親戚に借金を頼むとか、それがだめな場合はクレジットカードのキャッシングを使うしかないみたいなことが書いてありまして、それを読んで、やっぱりこれは自治体が何とか対策を考えるべきではないかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 修学旅行費につきましては、事前に保護者会等で実施時期、また費用についての御案内ですとか、また積み立てをしていると聞いております。就学援助費のほかの支給費目と合わせまして準備ができますように、現在行っておりますように申請書に支給の費目、金額、支払い時期等がありますので、今後また問い合わせ等の対応は丁寧に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 積み立てとかするということで、早目の時期に金額がわかっているならば、支給することも可能ではないかなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） そうですね。支払い時期につきましては、現行でも通常の1学期、2学期、3学期分の支払い以外に、2学期の対応としてまいりますので、費用負担が高いということは存じておりますが、今のやり方をこのまま続けながら、またそういった行為もいきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど御紹介したブログでも後で実費が支給されることはわかっているけれども、やっぱり金額が多くてどうしてもその期日までに用意ができないということで、短い期間とはいえ、後でお金が入るとはいえ、借金を頼らざるを得ないということが書かれていまして、クレジット等のキャッシングとなれば利息も結構かかりますし、生活に困窮してる中、一生懸命子育てをしている方たちが安心してお子さんを修学旅行に行かせてあげられるように、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、イの国の補助単価引き上げによる準要保護世帯への影響についてですが、御答弁では国単価の確定後に必要な措置を検討するということがあったと思うんですが、当市のこれまでの要保護世帯と準要保護世帯への支給金額や支給項目についての違いを教えてくださいと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 要保護世帯につきましては、生活保護費の中から教育扶助、あるいは生活扶助という形で支給がされておりますが、修学旅行費、移動教室等、またアルバム等の実費分は支給がそこからできませんので、教育のほうから、就学援助費の中の要保護世帯ということで実費分を支払っております。準要

保護につきましては、学用品費、新入学学用品費、給食、今言った修学旅行等、合わせて全額市負担というところで就学援助費から支給をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） お金の出どころというか——はわかったんですけども、実際にそれぞれの世帯の方が支給される金額や支給項目について違いがあるのかどうか、もう一度教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 支給金額につきましては、準要保護、要保護ともに同じ金額でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 支給項目についても、同じで間違いないでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 同じでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 何度も確認して申しわけないんですが、例えば新入学学用品費の準要保護世帯の単価は、要保護世帯、同額ということですので、現在も準要保護世帯の単価も要保護世帯の単価と同様で、1年生では2万470円、中学1年生では2万3,550円ということで、同額ということでもよろしいのかどうか、もう一度確認させてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 同額でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

国庫補助がある要保護世帯への支援に対して、準要保護世帯につきましては一般財源化されて、現在は地方交付税として市に入ってきているということですので、直接的な補助はなくなったわけですが、市はこれまで要保護世帯と準要保護世帯を区別せずに同じように支援されてきたというふうに認識したんですが、それで間違いないでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） そのように認識をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

同じように支援を行ってきたということは、本当にとても大切な視点だと思います。これは本当に高く評価するものですが、今後もこの考え方に変わりがないのかどうか、確認をさせてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 先ほど教育長の答弁にもございましたように、準要保護の世帯の支給金額につきましては、これまで国の要保護児童生徒援助費の補助金の予算単価に合わせてまいりました。ただし、今後、国の単価の改定が予定されているということで、先ほど御紹介がございましたが、まだ確定してる段階ではございませんので、市といたしましては確定した後に必要な措置を検討してまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） それは今までの考え方が、もしかしたら変わるかもしれないということなんですか。もう一度確認させてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） まだ仮定という話でございますので、今の段階での意思決定をここで申し上げるわけにはいかないという考え方でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今まで同じように支援を行ってきたということは、本当に素晴らしいことだと思って

ますので、ぜひ今後もその考え方でやっていっていただきたいというふうに強く要望いたします。

続きまして、今後の課題に移りますが、以前からも何度か、この質問でも取り上げさせていただいてるんですが、クラブ活動費、生徒会費、PTA費の新3項目と言われるものについて、再度要望させていただきたいと思います。この新3項目に対して、支援をする必要性をどのように認識されているのか、改めて伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） こちらの項目につきましては、平成22年度から要保護世帯の補助金の対象費目となってるということは認識をしております。限られた財源の中で、保護者負担の大きい、先ほど申し上げました移動教室、修学旅行、給食費等、実費支給をしておりますので、現時点では支給費目の追加は難しいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 前議会では、主にクラブ活動費についてお話しさせていただいたのですが、今回はPTA費についてちょっとお話しさせていただきます。

一般的には、年間大体1,500円から2,500円ぐらいなのかなというふうに思うんですけども、この金額が払えないと。または分割してもらえないかというような御家庭があるという話を実際に聞きました。PTAのほうでも、そういう方に対して減免を行うということは考えたそうなんですけど、家庭の収入にかかわることで非常にデリケートな問題ですので、同じ保護者同士でそういうことを知るほうも重いといいますか、とてもやっぱり難しいというようなお話でした。減免制度を設けるのはいいけれども、申告するほうも本当に肩身の狭い思いをしますし、PTAという組織においてやっぱり相当取り扱いが難しいので、なかなか減免措置というのも難しいというようなお話でした。そもそもみずから1,000円、2,000円のお金が払えないんですというのを、すごく言うというのはハードル高いと思いますし、今6人に1人の子供が貧困にあるということを考えたときに、PTA費もぜひ就学援助として支援するべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） PTAのPTA費用というんですかね、そちらにつきましては東大和を含め、都内の26市におきましても準要保護の支給費目としてはないということで私たちは把握しておりますので、現状の形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 前議会でクラブ活動費についてお話しさせていただいたんですが、クラブ活動ももしかしたら才能が広がるかもしれないというのが、貧困、クラブ活動、お金がかかるからできないということのために、そういう可能性が広がらないというようなことも考えられるわけです。学校という場において、家庭の経済状況によって格差が生まれてはならないというふうに思います。市には、どの子にも均等に学ぶ機会と、クラブ活動等で可能性を広げる機会というのを保障しなければならないというふうに思うんですが、その点についても認識を再度伺います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 市内の小中学校で学ぶ児童・生徒が、それぞれの家庭の、特に経済的な事情等に左右されることなく、健全に必要な学力を身につけていくということは重要だと認識しております。そういう考え方のもとで、これまでも、またこれから東大和市の教育、学校教育ですね、それは充実させてまいりたいと思います。また、特に公的な扶助という面におきましては、先ほど来、お話がありますが、準要保護の世帯に関しても、昨年度、対象者の拡大も図っております。また、29年度からは新中学1年生の入学前という、特に負担が大きいと言われるところには、これまでとまた違う対応などもしてまいりますので、これからも子供たちが健全に、また家庭の事情で機会を、さまざまな機会が失われたりすることのないよう、ひとしく

育っていくように、支援できるように考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 御答弁ありましたけれども、準要保護世帯の認定基準の引き上げですとか、先ほども質問しましたけれども、補助単価を要保護と準要保護で区別しない、同額にするということですか、前倒し支給に対してもそうですが、市がこの間、かなり頑張ってくれているということに対しては高く評価していますので、引き続き努力をお願いしたいというふうに思います。

この項目については以上です。

続きまして、3番の児童扶養手当について、現状についてまず支給についての具体的な流れを教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 児童扶養手当は、離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の激変を一定期間緩和し、生活の安定と自立の促進に寄与するために支給しております。手当の申請に際しましては、窓口で市民の方にパンフレットを見ていただきながら制度説明をしております。このときにそれぞれの方により必要な書類等が異なりますことから、細かく状況を伺いながら御説明をさせていただきます。手当は必要な書類を添付して申請されますと、法に従い市のほうで審査及び認定を行います。認定された場合は、申請月の翌月分から手当支給の対象となりまして、8月、12月、4月の年3回、支給月の前月分までを口座振り込みにてお支払いをしております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 利用者の方から、この支給について要望などあればどういうものがあるのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 新規申請をされました方から、支給月まで待たずに手当をすぐに振り込んでほしいという御要望をいただいたことがあります。件数としましては、平成27年9月から28年8月の間で1件ですけれども、そういう御要望をいただいたことがあります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） それでは、イの毎月支給の検討についてということなのですが、先ほど来、御紹介してる明石市では、聞き取り調査を行いまして、支給対象者のおよそ4割、特にひとり親になってから2年未満の御家庭では、6割の方が毎月支給してほしいということで希望しているということで、来年度からモデルケースとして、希望者にのみですが、毎月支給を実施するということを決めたそうで、これは全国でも初めての試みということ。当市でも、ぜひ毎月支給を検討していただきたいというふうに思っているのですが、必要性についてどのように認識されているか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 児童扶養手当の毎月支給についてであります。東京都では15歳までを対象としました児童手当ですね、そちらと合わせましてひとり親家庭を対象といたしました18歳までを支給対象としました児童育成手当、こちらを6月と10月、2月の年3回、児童扶養手当の支給月の間に入りますような形でお支払いをさせていただいております。手当額は児童扶養手当とは若干少ない金額にはなるんですけれども、2カ月に1度、手当のお支払いがされるような仕組みになってございます。また、生活費等のやりくりについて御希望をいただいた場合には、ひとり親家庭助成相談におきまして、状況をお伺いしながら各種の支援制度について御説明をさせていただきながら、相談をさせていただいております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 昨年3月に我が党を含む当時の野党5党で、毎月支給を含んだひとり親家庭への児童扶養手当を拡充する改正案というものを衆議院に共同提出しています。これは否決されてしまったんですが、その後、参議院の附帯決議に支給回数の改善について検討する旨が盛り込まれています。このような政府の動きについてつかんでいるかどうか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成28年4月28日の参議院の附帯決議を受け、平成28年6月2日に閣議決定いたしましたニッポン一億総活躍プランの中で、児童扶養手当の支払い方法、より確実な養育費の確保の仕組みなどについて、関係省庁等で検討の場を速やかに設け、検討を開始するということが示されております。これを受けまして、平成28年10月20日付文書にて、東京都を通じまして厚生労働省のアンケート調査が市のほうに来ております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 国から県や市を対象に、支給回数の変更に関するアンケートを行っているということですので、どういったものなのか、また当市でも回答されてるのかなというふうに思うんですけども、どんな回答をされたのか教えていただけますか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） アンケート調査の内容でございますが、児童扶養手当の支払いの実態や支払い回数の増加の可否、どのくらいの回数なら可能か、自治体で支払い回数を設定できることに賛成か否か、受給者からの支払い回数の増加についての要望件数とその内容、支払い回数をふやした場合の職員体制やシステム改修が必要かなどでございます。市のほうといたしましては、やはり支払い回数がふえることについて、現況届、行われた後の支払いに関しては大変難しいという回答をしております。先月の2月22日付の新聞によりますと、こちらのアンケート調査に対しまして、約7割の自治体が支払い回数の増加は難しいと回答しているというふうに把握をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 明石市のほうでも、国の制度と違うということをするということで、なかなか困難があるというようなお話は伺ってきました。ただ、今後、国の動きというのも注視していただいて、ぜひ前向きに研究していただきたいなというふうに思います。

この項目については以上です。

続きまして、4番の18歳以下の子供の医療費について、アの必要性について伺います。

こちらについては、当市議団でもこれまで繰り返し要望しているのですけれども、必要性について再度どのように認識されているのか確認させてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東大和市では、子供の医療費については、その必要性を認識しておりますことから、乳幼児医療費助成制度及び義務教育就学児医療費助成制度により、中学生までの児童の医療費助成を実施しております。また、18歳の年度末までの児童の医療費につきましては、ひとり親対象になるのですけれども、ひとり親家庭等医療費助成制度によりまして助成を行っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ひとり親の家庭の貧困率の高さというのも、非常に高くなっていて深刻になっているのですけれども、同時に共働きであっても両親ともに非正規で収入が安定しないってことも、そういう家庭も多くなっていますし、さらに奨学金の支払いをしていて生活が苦しいという家庭がふえている中、子供の命と健康を守るということは本当に最低限の責任ではないかというふうに思うのですが、その点についていかがでし

ようか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東大和市で実施しております医療費助成制度につきまして、就学前の乳幼児は保険診療分の自己負担はございません。義務教育就学時につきましては、所得制限がございますが、通院1回につき200円の負担での受診となります。また、ひとり親家庭等医療費助成制度は18歳の年度末までの児童につきまして所得制限がございますが、保険診療分の自己負担なし、または医療費の1割の自己負担での受診となっております。全ての子育て世帯が対象ではございませんが、低所得世帯の子供の医療費につきまして、ある程度対応していると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 東京都内でも23区では所得制限のない、中学生までの医療費完全無料化というのが実施されてますし、さらに18歳以下、高校生までの医療費も無料にしている区というのも出てきています。一方、多摩地区では26市中19市で所得制限があるという状況で、多摩格差と言われている状況ですけれども、同じ東京都に住んでいるのに医療費の格差があるというのは、是正するべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 乳幼児医療費助成制度及び義務教育就学児医療費助成制度につきまして、同じ東京都内で区部と市部の地域間格差が生じておりますことから、東京都市長会を通じまして都制度の所得制限の撤廃と補助率の引き上げについて、引き続き要望しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） では、イの市財政の影響など課題についてというところに移りますが、この18歳以下の医療費無料にできない理由として、財政負担があるということで御答弁いただいていると思うんですが、前議会の尾崎議員に対しての答弁の中で、小中学生と高校生の受診率というのが大分違って、高校生1人当たりの医療費は小中学生のおおむね67%、受診率はおおよそ55%程度になるので、それをもとに計算しますと18歳までの完全無料化には5,000万円、所得制限を設ければ2,000万円という御答弁をいただいているかと思います。その中で、コンビニ受診がふえるので、実際にはその金額では済まないということも御答弁されていたかと思うんですが、こちらについて何か具体的な例などあるのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 具体的な事例を把握してはございません。ただ、一般的に休日や夜間の緊急性のない軽症患者が、病院の救急外来を自己都合で受診するなどのコンビニ受診につきましては、医療証を提示することで保険診療本人負担分の軽減や無料化が図られる現物給付におきましては、不安だから、無料だからという受診が見受けられることは指摘されているところと考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） これ明石市の紹介なんですけど、明石市でも平成25年より18歳以下の医療費無料化というのを行ってまして、当初、コンビニ受診ということはかなり心配されたようなんですが、実際にはその傾向は見られないということが、平成26年の決算特別委員会の答弁で明らかになっています。市立の夜間休日応急診療所というのがあって、その受診状況なんですけど、18歳までの完全無料化を始めた年の実績が8,022件、その前の年が8,254件ということで、むしろ減っている状態であるということがわかったそうです。昨今の深刻な子供の貧困の状況というのを考えると、当市でもぜひ踏み切っていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど来、当市でも低所得者の子供の医療費については対応しているというふ

うに認識しているところでございます。そんな中、今、上林議員のほうから、前回の定例会で尾崎議員のほうから高校生の医療費、小中学生に比べてというようなお話も伺ったところでございますけれども、やはりその数字から見ますと、高校生のほうがやはり、比べますと小中学生は受診も、やはり受診する率も高い、医療費も負担してる分が高いというところを逆に読み取れるかと思っておりますので、当市におきましては都内で格差があるというところをまずは解消していただきたく、今後も市長会を通じまして子供の医療費の助成につきまして、その格差是正のために助成制度の改正、さらには補助率のアップ等を訴え続けていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 低所得者の世帯に対して一定配慮されているということですが、明石市では子供には収入がないのだから、親の収入は関係ないという、そういう理念でさまざまな子育て支援策を行っているというお話でした。ぜひ、当市でも26市、先行して18歳以下の医療費無料ということに踏み出していただくことを強く要望いたしまして、最後の項目に移りたいと思います。

子ども食堂についてですが、ちょっと時間がないので、これも明石市で先行的な取り組みを、お話を聞いてきましたのでちょっと御紹介をさせていただきます。

明石市では、市内の小中学校区の全てに子ども食堂を展開するということを目標にして、市内で子ども食堂を運営するモデル事業者を募集したということです。募集に当たっては、子供の参加費は原則無料ということで、場所や開催日時などについては、市からは指定しないということで募集したところ、ビジネスホテルのレストランですとか居酒屋などからも応募があり、開設に至ったということです。ほかにもひとり暮らしの高齢者のお宅を、学生さんの団体がそのときだけ借りて運営するというような、とてもユニークな事業者が集まっているというお話でした。市は助成金として、開設費用として5万円、ランニングコストとして1回の開催につき2万円ほど支給をするということのほか、PRなどの支援を行うということでした。

当市でも、やってみたいという方は結構よく聞かれますけれども、なかなか活動の自由度が、そういう補助を受けるとなると活動の自由度がないということなどもよく耳にしますので、こういった支援、もちろんすることもそうですけれども、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。先ほども紹介したんですけれども、明石市のほうでは子供の医療費の助成ですとか、保育料の軽減、また児童扶養手当の毎月支給など、低所得の世帯の方たちだけでなく全体の支援、全体の底上げをすることで、子育て支援と子供の貧困対策を行っているということでした。

子ども食堂に対しても、貧困の気づきの場所というふうに位置づけて支援を行うということでした。先ほども触れましたが、子供には収入がないのだから、親の収入は子供には関係ないという考え、とてもすばらしい視点だというふうに思いました。「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指す当市でも、このような思い切った子育て支援が求められてくると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

[6番 大后治雄君 登壇]

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、近隣自治体との関係についてであります。まず①広域行政についてであります。

アとして、定義と法的根拠は。

次に、イとして、現状は。

そして、ウとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

続きまして、②広域合併（市町村合併）についてであります。

アとして、定義と法的根拠は。

次に、イとして、現状は。

次に、ウとして、少子高齢化・人口減少社会に対応し、かつ、いわゆる多摩格差解消のため、三多摩地域を3から4区域に大きく分け、それぞれを政令指定都市化して実質的に東京都から独立するという方策を着想したが、市の考えは。

そして、エとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[6番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、広域行政の定義と法的根拠についてであります。今日の行政課題に的確に対応するためには、事務事業によっては広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の自治体が協力して実施することで、効果的、効率的な事務処理が可能となるものがあります。広域行政につきましては、個々の市町村はそのまま、相互に連携・協力して広域的な取り組みを進めるものであります。地方自治法に基づく共同処理制度としましては、連携協約の締結、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行の制度と組合を設置することになります。一部事務組合と広域連合の制度があります。また、地方自治法に基づかない広い意味での広域連携としまして、図書館の相互利用、喜多方市との友好都市の締結、震災時等の相互応援に関する協定などがあります。

次に、現状についてであります。当市におきましては機関等の共同設置としまして、市町村公平委員会を共同で設置し、事務の委託としまして東京都に消防事務の委託を行い、一部事務組合としまして東京市町村総合事務組合、東京たま広域資源循環組合など、また広域連合としまして東京都後期高齢者医療広域連合にそれぞれ加盟しているところであります。

次に、課題と今後の展開についてであります。現在も広域的な行政課題に対しましては、地方自治法に基づく共同処理制度を活用して対応しているところであります。課題としましては、さまざまな行政課題のうち、複数の自治体が連携・協力をすることで、効果的、効率的な事務処理が可能となるものについて、相互の自治

体におきまして共通認識を持つことが重要であると考えております。今後につきましては、他の自治体と広域的な行政課題について情報共有をしていくことが必要であると考えております。

次に、広域合併の定義と法的根拠についてであります。市町村の合併につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に規定されており、その定義は2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置き、または市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うものをいうとされております。

次に、現状についてであります。多摩地域では平成7年に旧秋川市と旧五日市町が合併してあきる野市に、平成13年に旧田無市と旧保谷市が合併して西東京市となっております。

次に、三多摩地域を3から4区域に分け、政令指定都市化することについてであります。市では現在、少子高齢化や人口減少社会に対応するため、将来にわたって市政運営が持続可能となるように取り組みを進めているところであります。そのような中、近隣の多くの市が、一つの方策として必要であると考えた場合には、御提案のような政令指定都市化も想定されるものと考えております。

次に、課題と今後の展開についてであります。合併を選択することは東大和市としての自治体がなくなることと想定されますので、高度な政策判断が必要になるものと考えております。合併による効果を十分に検証するとともに、近隣市との関係や市民の皆様の意向、機運の盛り上がりなどを尊重しました対応が必要になるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番(大后治雄君) どうもありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、①広域行政について、アの定義と法的根拠はであります。

市長からは、連携協約の締結、協議会の設置等々をお示しいただいたわけではありますが、改めて広域行政にはどういったものがあるのか、その種類と概要を教えてくださいたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) 広域行政につきましての地方自治法に基づく制度ということで、御紹介をさせていただきますと思っています。

まず、連携協約についてでございます。これは当該普通地方公共団体と他の普通地方公共団体の事務を処理するに当たりまして、他の普通地方公共団体との連携を図るために、議会の議決を経た協議によりまして、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針と役割分担を定める、その協約を締結できる制度ということでもあります。

また、協議会でございますが、これは普通地方公共団体は、議会の議決を経た協議によりまして規約を定め、普通地方公共団体に協議会を設けることができるというものであります。この協議会ですが、種類が3つありまして、事務を共同して管理執行するもの、そして関係普通地方公共団体間の連絡調整のためもの、広域にわたる総合的な計画を共同で作成するもの、このような3種類があるということでございます。

また、機関等の共同設置でございますけれども、こちらは普通地方公共団体の委員会または委員、議会事務局、長の内部組織等につきまして、議会の議決を経た協議により規約を定めまして、共同して設置することができるというものであります。この共同設置された機関等につきましては、各普通地方公共団体の共通の機関等としての性格を有しまして、共同設置した機関等による管理執行の効果は、関係普通地方公共団体がみづか

ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属することになるという制度でございます。

また、事務の委託でございますけれども、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行につきまして、議会の議決を経た協議により規約を定め、他の普通地方公共団体に委ねる制度であります。事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することによりまして、委託した普通地方公共団体がみずから当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずることになります。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は委託の範囲内において委託した事務の管理執行をする権限を失うことになります。

次に、事務の代替執行についてでございます。普通地方公共団体の事務の一部の管理執行につきまして、議会の議決を経た協議により規約を定めまして、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に事務を行わせる制度であります。普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることによりまして、事務を任せた普通地方公共団体がみずから当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずることになります。当該事務についての法令上の責任は、事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動は伴わないものであるということでございます。

また、組合を設置します一部事務組合でありますけれども、こちらにつきましては普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経まして協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体になります。地方公営企業の事務を共同処理するものにつきましては、企業団というような名称になっております。この一部事務組合が成立しますと、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれることになります。

同じように特別地方公共団体ですが、広域連合という制度もございます。普通地方公共団体が、その事務で広域にわたり処理することが適当な事務に関しまして、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経まして協議により規約を定めて、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体であります。これは一部事務組合と比較しまして、国や都道府県から直接に権限等、移譲を受けることができることなどの違いがありまして、広域連合が成立しますと共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され広域連合に引き継がれるということになっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 詳細にありがとうございます。

おおよそ7種類ほどお示しいただいたところではありますが、この広域行政という制度は、そもそも一体何のためにあつて、一体どういったことができるのか、そこをお示しいただきたいと思ひます。

○企画財政部参事（田代雄己君） このような共同処理制度でございますけれども、広域的な行政課題に対しまして自治体同士が連携・協力して解決しようとする仕組みであるというふうに認識しております。現在、少子高齢化や人口減少が進んでおります。この広域行政ですけれども、市町村の枠組みをまず変えないということで、市町村が維持したまま地域の実情に応じて柔軟な方法で複数の自治体が連携・協力して行政課題を解決することができますので、このことによりまして効率的で質の高い事務処理や、行政サービスの提供が可能になるというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

広域行政という制度自体は、恐らく少子高齢化とか人口減少社会と言われる以前からあった制度なんだろうというふうに思うので、たまたま人口減少社会——たまたまということはないな、人口減少社会や少子高齢化というところが非常に大きくクローズアップされ始めてから、またこの広域行政という制度そのものが大きく取り上げられ始めたんじゃないのかなというふうな気もいたします。

この広域行政の開始と終了、また加入と脱退の手続というのは、一体どういうふうになっているのでしょうか。一部事務組合とか、広域連合等も含めて教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） それぞれの開始や終了、加入、脱退の手続ということでございます。まず、連携協約の締結につきましては、先ほども申し上げました普通地方公共団体間の協議になりますけれども、この協議には議会の議決が必要になります。連携協約を締結した場合には、そのことと、連携協約を告示するということになります。また、市の場合には都知事に届ける必要があります。こちら今、開始のことですけれども、廃止につきましても議会の議決と、そして告示、都知事への届け出が必要になります。また、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行の場合にも、実施に当たりましては協議により規約を定めることになります。これらの協議は、やはり関係普通地方公共団体の議会の議決を経ることになっております。それぞれの開始に当たりまして、その旨と規約を告示するとともに、市の場合には都知事に届け出る必要があります。また、廃止する場合も、同様に議会の議決や告示、都知事への届け出が必要になります。

また、組合になりますが、一部事務組合や広域連合の加入、脱退につきましては、組合を組織する関係普通地方公共団体の議決を経た協議によりまして規約を定め、東京都の加入するものにあつては総務大臣に、市の場合には都知事の許可を得るということになっております。また、一部事務組合に限っての脱退についてでありますけれども、構成普通地方公共団体が議会の議決を経て脱退する日の2年前までに、他の全ての普通地方公共団体に書面で予告することによりまして、一部事務組合から脱退することができるものになっております。以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

私は、昭和病院のほうの企業団のほうの組合議会のほうに出させていただいているわけなんですけれども、そちらでも皆さん御案内のとおり武蔵村山市が脱退するというような手続がとられました。そういったようなことでありますけれども、脱退そのものに関して法律のこういった定めがいろいろあるというようなところでありますけれども、その企業団の中でのなかなかそういった決まりとか、そういったものがなかったようで、結構ばたばたしたような認識がございます。

次に行きまして、今の現状はに行きます。

当市におけます一部事務組合、広域連合等の現状をお知らせいただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 機関等の共同設置としまして、市町村公平委員会を他の市等と共同で設置してるところでございます。また、事務の委託としまして、消防事務、公共下水道使用料徴収事務、専用水道事務等について、市から東京都に委託をしております。また、後期高齢者医療制度の葬祭費の事務につきましては、後期高齢者医療広域連合から市が受託をしているところであります。また、一部事務組合としまして、東京市町村総合事務組合、そして東京都市町村議会議員公務災害補償等組合、東京都市町村職員退職手当組合、湖南衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、昭和病院企業団に加入しております。そして、広域連合としまして、東京都後期高齢者医療広域連合に加入をしてるところでございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) 現在でも東大和市の行政と、こういった広域行政とは切っても切れないものになっているというようなところだと思います。

では、ちょっと違う角度から伺いますが、この市民生活へのメリット・デメリットというのをどういうふうにとらわれていらっしゃいますでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 地方自治法に基づくこの広域行政の取り組みによりまして、まず広域的な行政課題につきまして効果的、効率的な行政運営が図られているのではないかと考えております。そういう面では、メリットが大きいと考えております。また、地方自治法に基づく制度ではありませんけれども、市長のほうからも御答弁ありましたように、図書館の相互利用や喜多方市との友好都市の締結などにつきましては、市民サービスの向上などに効果があるというふうに考えているところでございます。また、デメリットとしましては、一部事務組合や広域連合が行っております事務につきましては、市から権限が除かれることとなりますので、市民の皆様と事務の実施者との距離が遠くなるような懸念があるのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。わかりました。

それでは、逆に市行政本体へのメリット・デメリットというのをどういうふうに捉えていらっしゃいますでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 市へのメリットにつきましては、まずは市が単独で実施することが困難と思われる事務につきまして、この共同でやることによりまして実施が可能となっているのではないかとというふうに考えております。また、共同で事務を実施することによりまして、人材の確保や行政のコストの軽減など、そのような点ではより効果的、効率的な事務を行うことができるのではないかと考えております。

また、市への大きなデメリットという形では、ないのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) デメリットは見当たらないというようなところであろうかというふうに思います。

では、近隣自治体や東京都、国は現状どのような考えを持っているとお考えですか。把握をされていたら教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) 国の広域行政についての考え方でございますけれども、近年、人口減少が進んでということと、行政コストがますます増加することが見込まれております。このような中、行政サービスを安定的、継続的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供するという考え方がなくて、各市、市町村の資源を有効に活用する観点から、自治体間の連携によって行政サービスを提供することがいいのではないかとというように考えております。そのようなことから、この共同処理という形で柔軟な制度が確立しているものと認識しているところでございます。

また、近隣の自治体の関係でございますけれども、過日、9市の市長が集まりまして、広域連携サミット2017を開催いたしました。その中では、図書館の相互利用や、そして観光面での連携、あるいはオリンピック・パラリンピック大会の開催に向けた関連事業の実施など、柔軟な広域連携の提案などもございましたので、そのような形で意識というか、広域連携に向けた考え方も、近隣市でもお持ちではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） その9市のサミットですけれども、特に何かそこで決めたとかということではないんですよね。いろんな提案が出て、そうだ、そうだ的な、盛り上がり大会的な、そんなところで終わったんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） このサミットも9年ぶりに開催されたということもございまして、内容としては各市の市長さんが、それぞれの思いという形で、広域連携でこんな提案があるんじゃないかということ御紹介をいただいたような状況になっております。今後、こういう広域連携が続くというふうにお聞きしておりますので、そういう中で具体的なお話も、今後詰まっていくなんじゃないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

特に何か、それぞれの市長さんの中に何か一物あって集まったということじゃないんじゃないかなというふうに思うんです。多分こういったものが来たので、皆さん、お出になられて、そこで現状を話し合われて、こんな提案がありますよというような内容で終わっちゃったんじゃないのかなというふうに思うんですね。できればそういったものを続けていただいて、どんだん広域行政の——先ほどデメリットが見当たらないっておっしゃったんで、できればメリットのあるものですから、いろんなものにつなげていただきたいなというふうな気持ちはあるんですが。行政そのものがどういうふうに思ってるか、云々というよりは、まず市民の側からの考え方とか、そういったものというのを知つかなきゃいけないのかなというふうに思うんですが、この広域行政に関しての市民からの問い合わせや要望、意見等というのは現状どういうふうになってるんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市民の皆様からの問い合わせということで、今の段階では特に大きなものはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

特にないというふうなお答えでしたが、恐らく余り身近なものとして捉えられてないんじゃないのかなというふうに思うんですね。なかなか難しい部分なのかなというふうに思うんですが。

では、次にウの課題と今後の展開に移ってまいります。

市民生活へのメリットをふやし、またデメリットを減らす工夫とか方策というのは何かありますでしょうか。お考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 図書館の相互利用など、地方自治法に基づかない広域連携もあります。このような取り組みにつきましては、市民サービスの向上につながるような取り組みになっておりますので、さらに連携を進めることで市民の皆様にもメリットがあるのではないかと考えております。また、先ほど申し上げました一部事務組合や広域連合の事務につきましては、市から権限が外れるということで、なかなか理解しづらい面もあるのかと思いますけれども、その辺は、やはりその辺の説明というか、その制度につきましてわかりやすく伝えるなど、そういう工夫も必要ではないかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） それでは、市行政本体のメリットのふやし方というか、デメリットがないとおっしゃい

ましたので、そのメリットをふやすような工夫とか方策というのを、お考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） メリットをふやすということになりますけれども、広域的な行政課題について、広域行政の効果を検証する、そしてまた活用を検討していくということで、今後の将来的なところも踏まえまして、活用について考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

それでは、当市では広域行政に関して、今後一体どうしていきたいというふうにお考えなのか、伺わせてください。

○企画財政部長（並木俊則君） 現状を考えた場合、また今後の東大和市政の将来的なもの、あるいはそのときの社会情勢、いろんなことを考えていきますと、今後、大きな課題になるというところは、財政的な問題というのは必ず今後、大きなことになってくるというふうに思います。それと、いろいろな行政課題が、それぞれ広域的なことであったり、大きな課題というようなことも、今これということで具体的には申し上げられませんが、あるのではないかなというふうに思いますと、考えた場合に、やはり1市だけではなかなか問題の解決ができないというような案件が想定をするということを思っております。そういうふうなことを考えますと、先ほどからお話の中に出ておりますように、広域的な問題の解決につきましては、やはり周辺市、各市連携をとっていくということが当然必要になる、大事であるというふうに思いますし、その中で行政の運営の効率化が、あるいは効果があって、そのようなことで解決するのであれば、当然広域連携というのも考えていかなきゃならないというふうに思いますし、また先ほどからもお話し出ておりますように、市民の皆様の利便性の効果があるというようなものについては、やはりその辺のところも広域連携を考えていかなきゃいけないというふうなことになるのではないかと、そういうような思いはありますけれども、具体的に今、じゃ次にどのようなものをとるところまでは、今の東大和市の状況からいって具体的なものはまだ持っていないというところでございます。

○6番（大后治雄君） 今までの広域行政、やってきたさまざまなものがあるわけで、その積み重ねで今の東大和市があるというふうなところだろうと思うんですね。これからも、確かに1市だけでは、単独では解決できないようなものというのが、これからどんどん出てくる可能性がある。特に少子高齢化ですからね。そういったような中で、それを解決していくための一つの方策として、広域行政を使っていくというふうなところだろうと思うんです。とにかく、使えるものは何でも使っていくというふうなことが絶対に必要だろうと思うんですね。

私、前に申し上げましたけれども、質問に取り上げた特区でありますとか、さまざまなものがあろうかと思うんです。そういったものも一つの考え方として、常に頭の中に、片隅にあれば、ああこれはこれで使えるな、これはこれで使えるなというふうなところが絶対出てくると思いますので、そういったようなところで、あいつつも何か制度的な話ばかりしやがってみたいなことを思わないで、ちょっとだけ頭の片隅の中に覚えておいていただければなというふうに思うんですね。

あと、これはあくまでも個人的な考えなんですけれども、例えば議会事務局に関しては、おのおのの市区町村の長部局から、人事や財政を含めて完全に切り離して、少なくとも都道府県レベル、できれば全国レベルで広域連合を組織すれば、ノウハウや知識、経験等の蓄積を、それこそ広域に展開できて、議会の資質向上にも

寄与し、二元代表制にも資するというふうに考えるんですけども、御所見を伺いたと思います。

○副市長（小島昇公君） 行政といたしまして、やはり少子高齢化、人口減少、それから行政課題の複雑化等からしますと、行政の中ではいろんな面で広域的なつながりを模索していく必要が出てくるのかなというのは感じてございます。そして、議会事務局の話になりますと、全国レベル、東京都レベルで広域連合の設置という御提案でございますけども、なかなか連合の設置について要件があるのというのと、議員さんのお考えもいろいろあるということだと思いますので、私のほうから見解をお答えするのは非常に難しいものかなと思ってございますが、いずれにいたしましても将来的に人口が減って、少子高齢化になってしまう中で、共通の課題を共通に、効率的に検討するという必要性はあるのかなとは思ってございます。ただ、議会事務局というのが、市における機関であり、そしてさらなるレベルアップを図る中で、議員の皆様や市民の皆様に近いところにあるのが好ましいんじゃないかなと、個人的には考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） いろいろなお考えがあろうかと思いますが、基本的には法的には可能だろうなというふうに思っているんですね。いたずらに二元代表制をあおるというような意識は全くないんです。あくまでも一般論ということで、当市の事務局でもないということを前提にお話ししてるんですけども、少なくとも人事や財政などを人質にとられて、行政側だけを向きがちな議会運営ってなくなるんじゃないのかなというふうに思っているんです。こうしたことを、こういう公の場で申し上げるのは、これが初めてなんですけれども、何らかの形でまた世に問うていきたいなというふうに思っています。この辺は、このあたりしておこうかなというふうに思っています。

続きまして、②の広域合併（市町村合併）について、アの定義と法的根拠はに移ってまいります。

まず、広域合併の諸手続の流れというのはどういうふうになるのでしょうか。教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず、合併をしようとする市町村につきましては、合併のための事前協議があると思いますけども、そういうものを経まして、合併協議会を設置することになっております。この合併協議会ですけれども、先ほど申し上げました地方自治法の協議会になっております。ですので、この協議会を立ち上げる場合には、関係市町村の議会の議決を経た上で規約を定めて設置するということになっております。また、住民による発議による手続もありまして、有権者の50分の1以上の署名を集めて合併協議会の設置を求めることができます。それで、もし合併協議会ができたときには、その中で合併に関する調査研究や、その合併するかどうかの是非、また合併市町村基本計画の作成など、合併に関する協議を行うことになっております。この中で、合併に向けた協議が調った場合には、合併の手続を進めることとなりますけれども、これは地方自治法に市町村の廃置分合の手続がありまして、その手続を進めるということになっております。具体的には、関係市町村の議会の議決を経まして、合併申請書を都道府県知事に提出します。そして、都道府県知事は市が関係する合併の場合には、あらかじめ総務大臣に協議をしまして、同意を得た上で都道府県議会の議決を経て、合併の決定をするという流れになっております。さらに、合併の決定をした都道府県知事につきましては、直ちに総務大臣に届け出をし、総務大臣がその旨を告示することで合併の効果が発生すると、このような流れになっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 結構複雑な手続が段取りとしてあるというようなことなんだろうと思います。自治体同士の合併で、行政からの声かけ、それから住民からの発議と、まあ2種類あるんだろうなというふうに思うん

ですが。

東京都内の現状をちょっと伺いたいと思うんですね。今の現状に移ってまいりますけども、平成7年にあきる野、平成13年に西東京ができて、それ以来、動きがないわけなんですけども、都内のほかの自治体の現状というのはどうなってるんでしょうか。把握されていたら教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 私どもが知り得る限りでは、現在、都内の他の自治体で合併の動きはないというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 私もそう思っていました。

広域合併についての――先ほど広域行政について伺いましたけど、今度、広域合併についての市民生活へのメリット・デメリットにつきまして、把握されていたら教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 一般論になりますけれども、メリットとしましては管理部門等の組織、人員が統合できることとなります。その結果、その職員を行政サービスを直接提供してる職場や、新たな政策課題に対応する職場に配置することができると考えておりまして、そのことから住民サービスの向上につながると考えております。

また、デメリットとしましては、市役所が遠くなるなど、市民の利便性の低下、あるいは地域の意見が行政に反映しにくくなるということもあります。また、中心部と周辺部の行政同士の格差が生まれる、そういう危惧なども考えられてるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

それでは、先ほども伺いましたけども、行政本体へのメリット・デメリットについて教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 広域化になりますので、より広域的な視点に立ったまちづくりができるということになります。また、公共施設等につきましては、広域的に考えることでより適正な配置、あるいは整備ができると考えております。また、重複する組織や人材、行政サービスを統合することによりまして、財政基盤の強化にもつながると考えているところでございます。

また、デメリットとしましては、窓口サービスについて広域的な提供ができるような体制を整えるということで、例えばそういう施設の問題だったり、周辺住民の交通手段の確保など、公共施設に向くための確保など、そういうことを図ることも考えられます。また、合併する場合には複数の自治体の行政サービスの水準を合わせる必要がありますので、そのことから行政サービスの格差を是正するために、行政経費が増加する可能性もあります。また、その経費を抑えるために、サービス水準を低く抑えるということになりますと、高い水準でサービスを受けていた市民の皆様から不満が出る可能性なども考えられます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 特にデメリット、つまりそれぞれの自治体でいろんな料金が違った場合に、それを整合性を合わせるために、整合させるために片方上げたり、片方下げたりとか、まあ下げということはほとんどないと思うんで、多分高いところに全部合わしちゃうというようなことになってくるんだろうと思うんですけども、そういったようなところで住民サービスの低下というのが考えられるといったようなところなんだろうと思うんですね。

ただ、やっぱりメリットとして、いろんな重複する組織とか人材なんかをいろんなところにまた回せるとい

ったようなところがあるし、財政的な基盤をまた確立させられるというようなメリットなんかもあるのかなというふうなところがあります。

次に、近隣自治体や東京都、国というのは、現状どのような考えを持っているのでしょうか、把握をされていらっしゃるいましたら教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国についてでございますけれども、国のほうでは平成11年以降、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化や地方分権の推進を図る観点から、基礎自体にふさわしい財政基盤の確立を目的としまして、全国的に市町村合併を積極的に推進してまいりました。その後、平成22年になりまして、市町村合併が相当程度進んだということで、全国的な合併の推進に区切りをつけまして、国や都道府県の積極的な関与を廃止したということになっております。そして、現在では自主的な合併を選択する市町村に対しまして、円滑に合併が進むような支援をしていくということで方向転換をしております。その上で、少子高齢化、人口減少が進む中で、広域的な課題の解決の必要性もありますことから、国ではその合併だけではなくて、先ほどの質問にもございました地方自治法の共同処理制度など、柔軟な広域連携の仕組みなどもそろえまして、それぞれの市町村が最も適した仕組みをみずから選択できるような形で、制度を整えてるということになっております。また、近隣市や東京都の合併の考えについては、現在把握してないというのが状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

平成の大合併で相当数の自治体が合併を行い、現在1,700ちょっとでしょうかね、自治体になってるところでありますけれども、国のほうの財政の問題もあって、恐らく積極的関与はしませんよというようなことになったのかなというふうに思うんです。合併特例債の問題であるとか、さまざまな国の財政補てんとか、そういったようなところもあったわけで、財政補助ですね——ところがあったわけで、そういったものが国のほうの問題、問題というか、国のほうの中の問題でできないというふうなところがあって、もう積極的関与はしませんよというようなことになっているのかなというふうな気がいたします。

では、市民からの問い合わせや要望、意見等というのは現状どうなってますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 合併に関しましても、問い合わせ等、大きなものはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。まあ、そうだろうというふうに私も思っていたんですが、なかなか市民からの機運を醸成するとか、市民からそういったような考えが上がっていくとか、出てくるとかっていうようなところというのはなかなか、現状やっぱり生活に追われてますから難しいところなのかなというふうに思うんですけども。ただ、やっぱり少子高齢化とかさまざまな、格好つけて天下国家を論ずるというわけじゃないんですけども、俯瞰的なやっぱり視野で物を見たときに、今後、自分の生活を含めて、一体この国どうなっていくんだろうというふうなところも、皆さん、それなりに考えてらっしゃると思うんですね。そういったようなところもあろうかと思うので、できればいろんなお考えを吸い上げていただいて、それを何らかの形で政策に回していくとか、それを例えばいきなり合併とかということではなくて、広域行政に転化していくとかというようなことも可能かなと思いますので、そのところはしっかりとぜひ市民の細かい、サイレントマジョリティーと言ってもあれですけども、なかなか聞き取るのは難しいかもしれませんが、そういった聞けない話を、ぜひ聞いていただきたいなというふうに思います。

次に、ウの少子高齢化・人口減少社会に対応し、かついわゆる多摩格差解消のためというところで、政令指定都市化してどうだという話に移ってまいりますけれども、まず三多摩地域の人口推計と高齢化率について教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表されました、日本の地域別将来推計人口というデータがありますので、そちらをもとに御説明させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、2010年の国勢調査人口がもとになっております。そして、対象が私どもが拾いましたのが、三多摩26市3町1村の合計という形で御説明させていただきますと、2010年の人口につきましては418万5,878人でありました。そして、2040年の推計では、389万3,247人となっております、2010年比で約93%というふうになっております。また、65歳以上の高齢化率になりますけれども、2010年が20.7%、そして2040年は34.5%となると予想されております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

2010年からの30年間で、おおよそ30万人減って、65歳以上の高齢者が大体5人に1人から3人に1人になるという計算になるわけですね。まさに超高齢化、人口減少社会そのものだというふうに思うんです。理事者を含めて、行政の皆さんだけでなく、例えば議員の皆さん、そして市民の皆さん一人一人に、ぜひ危機感を持っていただきたいというふうに思うんです。行政学や経営学、特に経済学では、人口こそ力の源とされています。この場合、人口というのは生産年齢人口と置きかえても結構です。我が国では、70年代初頭まで続いた高度経済成長期には、いわゆる人口ボーナスという概念も重なりまして、圧倒的な経済成長を見せていました。中国の成長も、この人口ボーナスと重なっています。ただし、我が国は既に正反対の概念であります人口オーナスに突入しております、中国も同様だと言われています。低成長時代でありますけれども、GDP上では我が国はまだ成長をしています。何とかここで踏みとどまれないかなというような気持ちもありまして、こういったような質問をさせていただいてるわけなんですけれども。

それでは、次に当市及び近隣自治体の人口推計と高齢化率、ちょっと詳しく教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 同様の資料から導き出される数字となります。東大和市につきましては、2010年の人口が8万3,068人で、65歳以上の高齢化率が21.8%でした。そして、2040年の推計では人口が8万270人で、高齢化率が33.4%となっております。また近隣市ということですが、立川市につきましては、2010年の人口が17万9,668人で、高齢化率が21.4%、2040年の推計では人口が16万1,708人で、高齢化率が35.9%となっております。そして、お隣の武蔵村山市が2010年で人口が7万53人で、高齢化率が20.8%、2040年の推計では人口が5万9,596人で、高齢化率が32%。そして、東村山市が2010年で人口が15万3,557人で、高齢化率が22.4%、2040年の推計では人口が15万4,682人、高齢化率が32.8%となっております。そして小平市になりますが、2010年、人口が18万7,035人で、高齢化率が20.1%、2040年の推計では人口が16万9,464人で、高齢化率が34.7%ということで、近隣市の状況は以上となっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 東村山市が微増をしているだけで、ほかは全て、東大和市もそうですけれども、近隣市と同様に超高齢化、人口減少社会に突入するというようなことなんだろうと思うんです。でも、まだまだ市政は持続可能な状態にあるという、東大和市の市政というのは持続可能な状態であるというのは間違いなく思っているんです。しかしながら、同時にチャンスも残り少ないというのは間違いなくて、それこそ合併の機運醸

成などと悠長なことを言ったら、あっという間に身動きがとれない状態になりまして、どこにも引き取り手のない不良債権化してしまいかねないんじゃないんでしょうか。会社のM&Aでもそうですけれども、死に体状態の自治体の市民の末路というのは非常に哀れなものであります。まだ、会社のM&Aのほうがましな場合もあるんですね。ですから、合併を考えるのであるならば、まさに今なんでありまして。何とかなっている今であるからこそ、余裕を持って合併を考えられるのであります。追い詰められてからの合併というのは悲劇なんですけれども、しないよりはましというところでありましょうか。

改めて申し上げますが、一般に生産年齢人口の減少は市民の担税力を減少させ、自治体の財政を直撃いたします。現在でさえ経常収支比率90%前後で、政策的経費はないに等しい状態でありまして、尾崎市長がたとえどんな優秀な為政者であろうとも、失礼ながら今後、これが急速に改善できるというのは到底思えない状態です。また、間違いなく担税力の源泉であります生産年齢人口が減ってきますので、これまでどおりにしていましたら、それと比例して財政は傾いてまいります。確実です。余り力説していますと終わりますので次に行きたいと思うんですが、そういったような状況はあるということは、恐らく釈迦に説法だろうというふうにするんですね。頭の中にそういったことがありながらも、そういうふうにならないようにということで、理事者の皆様初め職員の皆さん、一生懸命努力をされているんだろうというふうにするんですが。

では、ここで政令指定都市とか中核市とか、いろいろ普通地方公共団体の種類があるんですが、そちらの種類についてちょっと概要を教えてくださいたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市の種類になりますけれども、人口5万人以上ということで、地方自治法に定める要件を備えると市になることができます。そして、指定都市ということですが、政令に指定する人口50万人以上の市ということで、政令指定都市と言われているところでございます。こちらにつきましては都道府県が処理する事務の全部や一部につきまして、政令で定めるものを処理することができるということで、自治法やその他の法令の規定によりまして、事務配分や関与など特例が認められておりまして、都道府県から一定の独立性が認められてるということでございます。

また、中核市につきましては、政令で指定する人口20万人以上の市ということであります。こちらにつきましては、政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が中核市において処理することが適当でないとする事務を除いた事務で、政令で定めるものを処理することができるということで言われております。都道府県から独立してるというよりは、都道府県と共同して事務を執行、行うことが予定されてるということで、事務の配分からしますと指定都市のほうが大きいということになっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

独立をするというよりは、共同で処理するというようなところだっというふうにおっしゃっているんだと思いますけれども。ただ、やはりさまざま実質的な内容を見ていきますと、独立に近いのかなという気もするんですね。中核市が幾つかありますけれども、それぞれの実態というか状態を見ていまして、正直余りばつとしないなというような認識が私にはありまして、中核市になったからといってそんなにメリット・デメリットそのものが、メリットがふえたかなって思うと、そんなになんじやないかなというふうになるところなんですね。だから、できれば思い切って、その政令指定都市化してしまうと。やるんだしたら、一気にやるというふうなところで、今こういったような質問をさせていただいているわけなんですけれども。選択と集中という考え方に立つのであれば、広域合併による公共施設の重複の解消とか、コンパクトシティ化を進めることによ

りまして、副次的に維持管理すべきインフラ網も整理・縮小できると考えるんですけども、その点について市の御見解を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 合併によりまして、政令指定都市等になってという想定を仮にした場合、当然のごとく行政区域が大きくなって、当然、人口も多いということになります。そのような仮定をしますと、やはりそれぞれの各市で持っていた公共施設等、これがいろいろと重複したものについては整理がされていくんじゃないかなっていうふうには、一つの点は考えられます。それと、また行政区域がそれぞれ大きくなりつながるといことで、それぞれの今まで区域の中でしかできなかった、例えば道路整備の状況とかが、それが大きくなったということ課題の解消ができるというようなこともあるのではないかなというふうに思いますが、現段階はなかなかそういうふうなメリットだけが先行して考えられるというふうな状況ではないかなというふうに思います。

現在、公共施設等の総合管理計画というのは全国一斉に3月までに、今月に提出というふうな状況になっておりまして、東大和市については2月に策定し、今いろいろなチェックをしているところでございますが、そのような全国一斉の公共施設等の総合管理計画等で、それぞれの市町村がどんな中身になってくるかというのは非常に、30年度になると報道されたり、いろいろ情報が出てくるというふうに思っています。また、そういうところが一つのきっかけになって、公共施設等の関係が一つの起点になって、今おっしゃられたような広域的な行政についての方向性が、仮に話として出る可能性もあるのではないかなというのは想定はしております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 何がきっかけでもいいと思うんです。恐らく何か困らないと、こういったような話が出てこないんじゃないのかなというふうに思うんですね。ただ、困ったときは、もう実際ちょっと若干遅いかなというふうに思っていて、それで今こういったようにお話をさせていただいてるわけなんですけども、人口が三多摩地域で420万人、現在おおむねいるというところでありまして、できれば三多摩で一つの県として独立したらどうかということまで考えたんですけども、なかなかハードルは高いのかなと。そうすれば、三多摩として独立してしまえば、東京都から全ての権能が入って来るわけですよね。県としての権能ですから。そうすれば、そこでみんな、また決められるんじゃないかなというふうに思ったんです。ただ、それは余りにもハードルが高過ぎるので、そうしたらじゃ、ほぼ都道府県と同様の権能を持つ政令指定都市化したらどうなんだろうかというところも考えまして、本来だったらそれこそ420万人いる26市3町1村ですかね、これが一挙に合併して政令指定都市化すると。そうすると、横浜市と並ぶ巨大な政令指定都市が首都圏にできるわけですね。そうすると、東京都自身も、東京都自身というか、東京都そのとき23区だけみたいな感じになりますけども、いわゆるその23区も三多摩を全く無視できなくなるんじゃないかというふうに思うんです。現在、本当に多摩格差、多摩格差って三多摩が本当にずっとないがしろにされてきた歴史があるわけですよね。特に当市というのは、保健所の設置に泣かされたというのが、皆さんの脳裏に焼きついていると思うんです。もちろんそれだけではなくて、古くは電話番号とか特別区との処遇に泣かされ続けてきたじゃないですか。そこで、とにかく今回の提案であります三多摩地域の新政令指定都市化をすることによって、相手が都道府県であるんだしたら、それと同等な権能を持つことで対応しませんかということなんです。それは釈迦に説法で、よくわかりだろうと思うんですけども、こういったことを繰り返し繰り返し、ああ、あんなことを言ってたやつもいたなというところが少しでも残っていただければ、私は本望なんです。こういったようなことを言ってる議員がいたんだねというようなことが、市民の中でも何かちょっと、そういったことが何

か芽生えてくれればなというような気持ちもありまして、こういった一般質問をさせていただいてるわけなんです。

では、次にエの課題と今後の展開はにまいますが、一般論で結構なんですけど、広域合併の障壁を取り除く方策というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今、合併を目指す関係市ということで対象があるかと思えます。今御紹介ありましたように、困らないとだめというお話もありましたけれども、その合併のメリットということ、その関係市が理解するということが、まずは大事じゃないかというふうに考えております。ですので、将来的な課題を見据えた中で、今のうちという、今だろうというところの意識をいつするかということが、やっぱり大事じゃないかと思っております。ですので、まずその共有ということが1点あるかと思えます。

それとあわせて、市民の皆様にも大きな影響がございますので、その合併のメリットというものを実感していただかなくてはいけない。そして、合併の理解の促進をしていただいて、また市民の皆様のお気持ちの中でも、合併がいいよということで機運の盛り上がりというんですかね、そういうことも必要ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ちょっと見通しを伺いたいんですけども、都内の自治体は今後どうなっていくというふうに市ではお考えでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今の段階では、それぞれの市が一生懸命頑張って、持続可能となるように努力をしている段階ではないかと思えます。ただ、将来的なところを見据えた中では、いろいろ御提案もございましたように、1市ではできないような財政状況だったり、広域的な課題なども出てくるという、そういうふうな可能性もあるというふうに考えております。ですので、今の段階ですぐに合併ということよりは、まずその現在の状況を把握しながら、市町村合併に向かう方法や、あるいは先ほど自治法の規定による共同処理などもありましたけれども、柔軟な広域連携を行う中で事務事業の効率化を図る方法など、選択肢というのは複数あるかというふうに考えております。ですので、その将来的な課題を視野に入れながら、今現在の自治体の状態で効率化を図って、持続可能性を追求していくということではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

同じことの繰り返しになって恐縮ですけども、当市の人口というのはまだ若干ながらふえていますけれども、既に減少し始めた近隣自治体もあるというのが実情であります。生産年齢人口は確実に減りつつあります。人口の多寡というのは確実に財政に直結し、今後、当市でも間違いなく財政が立ち行かなくなるという未来が待っています。そうなる前に、まだ単独で市として存続できてるうちに、広域合併を真剣に考えるべきというふうに考えています。

最後に、改めて市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただいて、今将来的に人口減少だと言われてますけども、いつだか忘れちゃったんですけども、昔の新聞には、このまま人口を抑制しないと日本はやってけなくなるという新聞の記事が、いつごろだったですかね、大分前の新聞ですけども、そんな時代もあったのかなって今思い出したんですけども。あわせて、やっぱり別なところのあれなんですけど、その当時、子供が5人、6人なんていうのはごく普通にいたということなんです。ただ、我々が今生活をしている上で、この経済、社会環

境の中で5人、6人でちょっと待ってよというんですけど、当時は5人、6人というのは当たり前だったんですね。というのは、当時は子供は労働力の一つとしてカウントできたという時代だったんじゃないかなっていうふうに思うんですね。今は逆に教育をするという意味で、逆に言えば教育費を出すということで、そういった意味では子供に対する見方というか、そういうのが物すごく変わってるのかな、変わってきてるのかなというふうにも思っているわけでございます。

ただ、今後人口が減ってくださるというふうなことはある程度言える。というのは、これから成熟した社会環境、これからさらになくなっていくと、やはり子供の数は相対的に減ってくるというのは間違いないというふうな形になっていくのかなというふうに思っております。そういうことを考えますと、先行きは減ってくるだろうというふうに思います。

それと、あわせて、これから将来、じゃどうするのかということ、このまま待ってるのかということではなく、やはりその広域行政、先ほど言った広域行政、あるいは教育、広域合併ですか、お話がありますけれども、まずは広域行政という意味で、今もそれに準じたようなことをやっていますけれども、もっともっと進んだ形でやっていってもいいんじゃないかなという思いはございます。やはりICTということで、コンピューターというか、そういうふうなものが進んできて、今すぐにでも住基関係は隣の市と一緒にする気になればなる環境にあるというふうに思っています。特にクラウドコンピューティングというのが、本当に日進月歩のように進んできてますので、そういうふうな一般事務は、この辺の市、何市かがその気になればいつだって、それなりに最初の投資は必要ですけども、その後のランニングコストは大きく落とすだけの投資ができるんじゃないかなというふうに思う。そういう事務は、たくさんあると思っています。

ただ、問題は、そういうふうにしてうまくいったとしても、合併についても同じなんですけど、合併して人がたくさん、簡単に言えば職員、首長と議員は何年かすると減るんですよ、どんって。問題は職員なんです。今の時代に職員が、役所が率先して退職を勧奨するなんていうのはとんでもないということになるわけでありまして、ただ合併特例債にはそういうふうな人的な退職に対する起債をかけるということができないということになって、先ほど言ったように役所が退職者を勧奨するなんていうのはとんでもない話だって、そういうふうなこともあってできないということになってございますけど。ただ、そういうふうなものができるような制度もつくっていかないと、やはりやった後の効率性に対して、きちっとした結果が何年もかかってやっと出てくるということになって、それではもう間に合わないということになってしまふんじゃないかなというふうには思ったりはしているわけです。

そんな中でもありますけど、これからはやはり成長の、今までは成長をどう配分するかということ、これからは縮小をどう配分していくか。要するに、痛みを伴わないように、どう配分していくかということを一生涯懸念考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っていますけども、そういった意味では広域行政のあり方については、大いに検討していく。特にICTを活用した事務処理のあり方については、大いに検討する価値はあるかなというふうには思っております。

広域合併につきましては、東京都から独立した政令都市ということで、今確かに400万からいますから、それが1つじゃなくても、2つ、3つぐらいでそれぞれが政令都市というのは十分考えられるわけですけどね。これから先、物すごくいろんな面で大変になってくるのは間違いないわけですよ。先ほど言ったように、少子化、そして高齢化ということですね、その生産年齢人口というか、その辺のところは相対的に減ってきて、高齢の方がふえてくるということなんですけど、その生産、労働人口というか、その考え方も少し考えなきゃ

いけないのかなというふうには思いますけども、そういうことになりますと、そういった中でこれからうまくやっていくというために、東京都から独立するんじゃなくて、東京都の中にそっくり全部すぼんと入っちゃうとどうなのかなって思ったりもしたんですけどね、逆に言うと。そんなふうなことも、極端な話ですけども、考えられるのかななんて思ったりしてはますけど。ただ、合併という考え方は、そんな簡単にはいくものではないというふうには思っています。これは非常に慎重に考えていく必要があるんだなと思っています。広域行政については、これからいろんなところ、いろんな立場というか、それぞれ市長さん、いろんな方、おいでになりますけども、そういう中で隣でなくてもいいということも十分考えられるというふうには、ICTという活用を考えれば、隣でなくても活用は十分できるというふうなこともありますので、いろんなことでそんなふうなものを検討、調査していければというふうには思っています。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

先ほども申し上げましたけども、まだ単独で市として存続できてるうち、まだまだ余力のあるうちに、広域合併等を含めて、全ての方策を排除することなく、真剣に考えるべきだというふうには考えます。本当に大切なのは一人一人の市民でありまして、行政単位としての東大和市ではないということでありまして。市長初め理事者の皆さん、そして職員の皆さんにおかれましては、広域行政、そして広域合併に対する調査研究、検討を重ね、持続可能な市ではなく、原点に立ち返りまして持続可能な市民生活へのさらなる努力をお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時58分 休憩

午後 4時 9分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、関田 貢議員を指名いたします。

[8 番 関田 貢君 登壇]

○8番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、8番、関田 貢です。平成29年第1回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、保育施策についてお伺いいたします。

平成24年度に成立した子ども・子育て関連3法において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業については、法に市町村認可事業として位置づけられ、子ども・子育て支援法に規定する確認を受けた上で、地域型保育給付の対象とされたところ、家庭的保育事業等は大都市部の待機児対策、待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持などの地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、多様な主体が多様なスペースを活用して、乳幼児の健やかな成長を支援するものであり、市町村が認可した質の高い保育を提供するものであることが示されました。

①東京都は都市型サービスの充実と保育総体レベルアップを図るとしているが、当市のサービスの充実とレベルアップについて伺います。

②として、待機児童対策としての事業所内保育についてであります。

ア、市役所内の保育園の設置ができないか伺います。

イとして、企業内保育への支援拡充ができないか伺います。

③イクボス宣言について伺います。東京都の小池知事は、仕事と育児や介護を両立させやすい職場づくりを目指す発表がありました。尾崎市長も、率先して職場全体への浸透を促し、ひいては民間企業にも取り組みを広げていくことを目指すことを検討できないか伺います。

2として、観光政策について伺います。

①「東村山で未来が変わる！多摩屈指のパワースポット巡り」と題して、市内神社や酒蔵などの7カ所をめぐり、市内を知ってもらうイベントが開催されております。当市でも、このような企画検討ができないか伺います。

②として、東大和市内でめぐるパワースポットとして、以下のような春夏秋冬の行事ができないか伺います。

アとしては、春は、多摩湖の桜見を中心とした東大和ウォーキングマップに係るイベントができないか。

イとして、夏は、野火止用水の歴史を中心とした東大和ウォーキングマップに係るイベントができないか。

ウとして、秋は、郷土博物館と狭山丘陵緑地を東大和ウォーキングマップに係るイベントとしてできないか。

エ、冬は、モニュメントマップ（市内の美術工芸品）に触れる機会に係るイベントの実施ができないか伺います。

3、東京都事業について伺います。

①都営東大和向原団地の創出用地の活用について、1月23日、情報提供によると、市の協議を進めたい旨の依頼がありました。この土地は、東大和向原地区プロジェクトの面積4.5、南2.7と北側1.8の見通しについて、市民の要望実現に向けた都へのどのように要望されているか伺います。

以上、質問をいたしました。答弁によりましては、自席より行います。よろしくお願いいたします。

〔8 番 関田 貢君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、保育サービスの充実とレベルアップについてであります。保育の都市型サービスにつきましては、保護者の利便性を考慮し、駅前への小規模保育所の設置、延長保育、年末保育、休日保育等を充実しております。また、保育のレベルアップにつきましては、保育士の賃金の上乗せのキャリアアップ補助金や宿舍借り上げの補助制度を実施し、保育士の離職を防止し、経験豊かな人材を確保しやすい環境整備に努めております。

次に、市役所内保育園の設置についてであります。職員用の事業所内保育所の設置については、現段階では考えてはおりません。事業所内保育所につきましては、今後の出生率の動向及び保育ニーズと保育施設の受け入れ枠等を勘案し、職員用の事業所内保育所に限定せず、総合的に検討するものと考えております。

次に、企業内保育所への支援拡充についてであります。市内には大型商業施設等もあることから、今後、企業内保育所の開設に関する補助制度の相談や紹介など、支援拡充に努めてまいります。

次に、イクボス宣言についてであります。イクボスとは部下の育児参加を積極的に促すなど、子育てしや

すい環境づくりに理解のある経営者や上司のことと認識しております。市におきましては、平成27年4月に次世代育成支援対策に関する計画として、東大和市特定事業主行動計画（第3期）を策定し、男性職員の育児参加の推進や育児休業取得を促すなど、職場における子育てしやすい環境整備に向けた取り組みを行っております。また、計画に基づきまして一斉定時退庁日の徹底や、年次有給休暇の取得促進など、仕事と子育てが両立する職場環境に取り組んでいるところであります。また、民間企業にもイクボスの取り組みを広げていくことについてであります。現在、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）に基づき、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスの環境整備及び推進に取り組んでおり、子育てや介護の支援を図っているところであります。事業主の皆様に対しましては、イクボスの取り組みの重要性を認識していただけるよう、今後市報や男女共同参画週間などを活用しまして周知に努めてまいります。

次に、市内を知ってもらうための観光イベントについてであります。市では観光イベントの一環としてスイーツウォーキングや観光ガイド養成講座でのまち歩き事業を主催するとともに、うまかんべえ～祭のうまかんべえ～ウォーキングや、東大和観光ガイドの会が実施していますまち歩きガイド事業などにも支援しているところであります。新たなまち歩きイベントにつきましては、他市の事例なども参考にして調査研究してまいりたいと考えております。

次に、東大和ウォーキングマップ等を活用した事業の実施についてであります。市では観光マップのほか、東大和ウォーキングマップなどにおいて、市内をめぐるウォーキングコースを紹介しまして、市の名所旧跡をPRするとともに、内外からの来訪、回遊や市の知名度の向上に努めております。これらのコースを参考にして、新たに季節に即したイベントや話題のお店などをコースに入れ込むようなウォーキングイベントの実施についても、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、都営向原団地の創出用地についてであります。他の議員の御質問にもお答えいたしました。平成29年1月、東京都から創出用地の活用について市と協議を進めてまいりたい旨の通知がありました。向原団地の創出用地につきましては、市の玄関口である東大和市駅、至近の距離にあるところを考慮し、地域のにぎわいの創出に資する施設や、将来にわたり市の活力を維持していくために必要な、魅力ある住宅市街地の形成が重要であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○8番（関田 貢君） どうもありがとうございました。

最初に、保育施策を述べるに当たって、東大和市の人口の環境というのは、この27年度データで、東大和の住民基本台帳で8万6,000人と、そして65歳の人口が2万1,000人いて、約25.3%の老人人口になったと。そういう中で、若いお母さんたちの環境についてはどうなのかということで、若いお母さんたちの環境は、こういうふうな28年度のデータを見ますと、人口が6万4,044人、そして前年度比較で48人マイナス、そして世帯数は3万8,104ということで、世帯が前年度と比較して138世帯ふえてるといって、この世帯の構成を見ますと、人口は減って、世帯数がふえるという環境状況の中で子育てが行われてることになります。こういうふうな環境、東大和市の人口から見て、これから保育行政を若いお母さんたちが、東大和に保育行政で住みやすい環境をつくっていくということについて、東大和が日本一子育てしやすいまちを目指すということで、市長が力を入れております。そして、こういう子育てをして、そしてそのお母さんたちが東大和で小学校、中学校、そして高校へと行けるような環境、出生率の向上及び出生の維持を図っていくというふうな、ここで

は市長は言われてます。東大和の出生率の環境は、どのような変化をしてるんですか、直近で教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 直近でございますけれども、先月、平成27年の当市の合計特殊出生率が報道されたところでございます。1.67ということで、当市におきましては、手元にある資料では23年間の——23年前からの資料がございますけれども、1.5を超えたのは3回目というところでございます。それも前回に比べても、たしか1.5点台だったと思いますので、1.6台が出たのは記録がある資料の中では一番だったのかなと思ってるところでございます。それで、やはりなかなか毎年、ずっと通常、出産の適齢年齢という女性の方が、毎年それぞれ出生を続けるというのはなかなか当市においてはそのような数字はないようで、やはり多かった年の翌年には下がるというような傾向が見れるところでございます。27年の出生率、大体傾向的に前の年の母子手帳の発行、今は母子健康手帳ですね——の発行数が大体翌年に生まれてるというような傾向がございまして、やはり27年の母子健康手帳の発行数は前の年より100ぐらい落ちてますので、28年の出生率は、その分、下がるんじゃないかと。ただ、数字のマジックがございまして、合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性が分母にございますので、その数が減ると子供の出生数はふえなくても出生率が上がるというようなマジックがございまして、本当を言えば合計特殊出生率よりは出生数が今大体七、八百、多いときで800弱ぐらいですけども、そこで推移していけばいいのかななんて思ってるところでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） 今部長が言われました700から800が当市の生まれてくる子供さんの数かなと。そういうふうにならば、それで国の出生率は1.46、国でも昨年、21年ぶりに国も出生率も向上してるということで、当市も子供の産まれる数についての見通しは明るいというふうにはなってるんですが、その環境について、さらに僕は日本一子育てしやすいまちを目指すということで、その環境をさらによい環境にしていって、定着率を高める必要があるという意味で、私は心配してるのは、東京都においては保育サービスに対するニーズが高く、全ての利用者が希望どおり保育に入所できる状況ではありませんと言われてます。しかし、不規則勤務や残業に対する延長保育や休日保育、送り迎えの便利な駅前での保育などの都市型の多様な保育ニーズに対して、サービスの種類や量が十分であると言える状況に、東大和の場合はどうなのかお伺いしたいと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 都市型保育についてでございます。まず、駅前の保育施設の設置状況でございます。小規模保育所につきましては、28年4月から東大和市駅前に1園、10月から玉川上水駅前に1園を設置しており、ことしの4月からは上北台駅前に1園を設置する予定でございます。また、認可保育所につきましては、平成30年4月から上北台駅前に1園を移転する計画でございます。

次に、延長保育、休日保育等についてでございますが、通常の保育が終了する夜6時以降の延長保育につきましては、現在18施設で実施しております。また、年末保育、休日保育については、1施設、玉川上水保育園さんです。こちらで実施しております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今、東大和市で、この保育園の施設ですね、保育施設の耐震化のことで心配される施設、建て替えが進んでないとか、あるいは建て替えが済んで、当市の施設がこういうふうな認可保育園の例で17園ある。こういう施設は、耐震化の事業は全て終了してるのか。その中の1園は、移転の話は聞いてます。それはわかっていますから、ほかのそういう耐震化の保育園のあり方が、施設について、耐震化については大丈夫なのかということを確認したいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、関田議員おっしゃったように、認可保育園、16保育園ございますけれども、

そちらの中で耐震化、それから老朽化で建て替え、それから移転等を5年ぐらい前から計画をしていた保育園がございます。そちらが、今当初予算に要望しております保育園の移転、それから移転先での施設整備費が認められますと、平成30年度、平成30年の4月からその保育園も、もちろん今の基準に合致すると思いますので、これで現在の耐震基準における数値は全認可保育園、それから小規模保育園等でもクリアしてるというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） 耐震化の問題については、心配がないようです。そして、先ほど課長の答弁でも、この環境について、東大和の保育環境については、認可保育園が17ある。それで、認定こども園、先ほど2園の話をお聞きしました。そして、小規模保育を3施設、家庭保育園が2施設ということで、今発表したこういう施設で、当市の保育施設環境はこれで十分満たされているのか、その環境についてお伺いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨年度の保育所の申請状況より、ことしのほうが減ってるようでございます。そんな中で、どちらのほうに希望するのかというような比較はしておりませんが、認可保育園においては定員は昨年度、平成28年度当初と平成29年度当初は同数、確保してるところでございます。その中で、小規模保育、昨年10月から始まった小規模保育、それから4月から始まる職業保育施設でございますので、総体的な保育施設の受け入れ枠はふえておりますので、今までと同じようなニーズ、それから年齢区分、ちょっとわかりませんが——では充足していくのかなというところでございます。ただし、先ほども関田議員おっしゃったように、出生率ですね、そちらがどのように保育ニーズにつながっていくのかというのが、なかなか読めないというようなところがございます。ちょっと後追いになってしまうかもしれませんけれども、やはり年度当初の結果を見てみないと、なかなか次にどうしたらいいのかというのが打てないというところが苦しいところがございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今の話を聞きますと、東大和市の認定こども園の今お話を……。認定こども園や保育園の環境を今聞かしていただきました。そして、こういう環境の中において、東大和市が待機児対策で、かなり東大和市は進んできると私は思うんですね。そういう環境の中で、子供さんのこの施設、あるいは待機児対策についての今後の今の施設環境で、東大和は今の現況で推移をした場合は、この待機児の問題についてはどのような見通しを持たれているかお伺いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保育施設、新制度が始まるまでは保育といいますと、認可保育園しかなかったんですけど、今新制度が始まりまして、保育施設ということで、今、関田議員、御紹介の認定こども園、それからほかの小規模保育、それから保育ママですね、そちらのほうも新たな制度になってきたというところがございます。市長就任以来、認可保育園につきましては、16園を堅持していくというところの姿勢は、ずっと変えないでいたところがございます。これにつきましては、建て替え等の予定もございましたので、そのときにおきます定員増、それとか等々、定員の拡大を図ってきたというところと、あと大規模開発によりまして一園いただいたような保育園もございますので、それを含めた中で、ある程度は待機児童の解消にはつながるというふうに見てたところがございます。これは事業者のほうの考え方もございまして、余り多くつくってしまうと将来の少子化に対しまして淘汰される保育園、絶対に出てくるというふうに思っておるようなところも、事業者もおりましたので、そのような声も参考に、市長のほうはやはり保育園をふやさないといいところもございまして、また相まって新たな子供の新しい制度が始まりまして、保育施設というものもかなりふえてきた

というところがございますので、そのような中ではある程度の、来年度の施設整備費いただいて、施設整備が整いますと、ある程度、ほぼ現状のニーズでいくと待機児童は解消できるんじゃないかなというふうに思っているとございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） 今施設のことでお伺いしました。

じゃ、そこに今度は保育士の皆さんの状況、当市の保育士さんは賃金の上乗せのキャリアアップ補助金とか、宿舍借り上げの補助制度の実施とか、保育士の離職防止の対策については、当市はどのように考えて対策を講じていらっしゃるか、お伺いいたします。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育士さんの賃金が昨今問題になっておりますが、東京都の補助金等を使いまして、レベルアップということで当市でも努めております——キャリアアップでございますね。キャリアアップの補助金を使ってレベルアップに努めております。なお、最近は宿舍の借り上げということで、区分のほうでかなり進んでおりますので、当市におきましても保育士さんの宿舍の借り上げの補助金を新年度予算にも上げさせていただいております、そちらで経験豊かな人材を確保しやすい環境をつくっているところでございます。以上でございます。

○8番（関田 貢君） そうしますと、当市では保育、待機児対策については施設の整備は済んで、大丈夫だと。そして、保育士さんの補助金のアップ、キャリアアップの補助金、あるいは宿舍借り上げ制度の実施、保育士の離職防止の対策にきちっと対応してるということで、こういう環境について当市のサービスの充実とレベルアップがわかりました。

じゃ、次にこういう環境の中において、2番目の問題として、待機児童対策としての事業所内保育についてです。私は、市役所内に保育園の設置ができないかとお伺いしました。私は市役所という地域は、市の中心部にあるわけですから、これだけ大きな事業所を抱えてるということは、東大和の地域で企業所や、比較してもこれだけの働いてる皆さんの庁舎、人が寄ってる場所というのはイトーヨーカドーとか、ヤオコーとか、あるいは東大和病院とか、そういうところの企業以外、こういうふうに人が集まる企業というのは、やはり代表してこういうふうな施設が、私はこれからの保育環境には今言ったような大きな施設の中に、企業内保育は私は必要だと思ってます。ですから、そういう意味で、まず1に取り上げたのは、東大和の市も500名弱、そして市を取り巻く企業団体、あるいは銀行屋さんが近くにある。そういう職場の皆さんと一緒に地域職場を、私はつくっていくべきだ。そして、東大和は非常に保育環境がいい環境だと、だからこそ日本一になれるんだというような、保育環境を僕はつくるべきだということで、わずか、この小池知事は2カ月余りで東京都庁内に保育施設を、事業所内保育、とちよう保育園を定員48人の保育園をつくってるんですよ、市長さん。市長さんも、東大和の今保育環境が整備は行き届いてる、待機児もそこそこ対策が立てられている。そして、これからの環境は保育環境をよくするという環境整備は、やはり事業所で人を集めてるところ、お子さんとともに働くというか、働きやすい環境づくりするには、行政も民間事業も同じなんですよ。ですから、私はまずは都庁で一番最初に先駆けてできたわけですから、このスピード感を持って、当市も庁舎内に2カ月余りでできたわけですから、ここをできない理由は私はないと思うんですが、そのできない理由をあったとしたら説明してください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、関田議員のほうから都庁の御案内ありましたが、都庁につきましては定員48名というところを伺ってるところでございます。ただ、全員、全部が都の職員の定員枠ではございま

せんで、半分は、半分、24人分につきましては新宿区民枠、さらに残りの24人のうちの半分が、12人が都の職員枠、12人につきましては近隣の企業の職員枠というところで、4分の1が都の職員の枠というところでございます。

ただ、今、関田議員のほうからいろいろメリット等もございましたけれども、共働きの職員にとってはメリットあるかもしれませんが、よく言われているのが、都会におきまして企業内保育所がなかなか進まないのは、そこに行くまでの通勤のところにお子さんが耐えられるかとかというところがございまして、地方で車で送迎でき、一緒に職場に行ければいいという、なかなかメリットもあるかと思いますが、地方ではそこまでやらなくても、企業内保育所がなくても保育所が余っておりますので、なかなかその制度が進まないというようところがございます。

それから、都庁はどれぐらい余っているところがあるかもわかりませんが、市役所でやれるのは、本当に会議室も事欠いてるようなところでございますので、場所をどこにするかという問題がございまして、ですから、新たにそれ用の専用の保育室を建てるとなると、2カ月どころではなくて年単位でかかるのかなと思っておりますのでございます。

それから、もう一点、メリットだけではなくて、デメリットもやはり考えないといけないと思っております。といいますのは、やはり今現状では保育園の待機児童がいる中で、市役所だけ、半分は市民の枠をとったといたしましても、市の職員の枠は半分確保しちゃうというところが、市民から賛同を得られるかなというところも、デメリットあるかなというふうに思っておりますのでございます。

先ほど市長も答弁いたしましたけれども、やはり待機児童がまだ解消されないのであれば、新たな事業の選択肢の一つとしては、候補として挙げてもいいんじゃないかというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） 今部長、デメリットということで、市の職員が心配されてるということ、市の職員がその枠が決まるとかいう、そういうけちな話をしてたんじゃ、日本一をつくる保育の環境づくりということについては、やはり人がいない、特に保育所をつくるたって、それはまた無理な話なんです。だから、一定の職員を抱え、一定のお客さんが、あるいはいるとかという場所じゃないと、だから東大和市で一番人口の多い、あるいは職員の多いといったら市役所なんです。市役所のほうで、民間企業でこんな大きな会社あります。ないでしょう。ですから、こういう市役所の中心にある東大和の中で、保育園のそういう環境づくりや、日本一を目指すというふうに言ってるわけですから、そういう職員の環境も日本一にしてあげたらいいんですよ。遠慮することないですよ。ですから、そういう環境をつくる。だったら、いつも日本一なんて目指す必要はないんですよ。日本一というのは、やはり先を走るということですから、先を走るのに遠慮なんてしてたら先、走れないですよ。よその市がやってるからまねするんじゃなくて、よその市がやってないことをやるから日本一になれるんじゃないですか。そういうことについて、もう一度、答弁をお願いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保育施策、それから待機児童対策でのメニューというのはいっぱいあるかと思っております。その中を自治体は選択していくのか、あとさらには独自政策で全部一般財源でやっていく、それでアピールしていくという方法があるかと思っておりますけれども、当市におきましては他市に先駆けてやってるような事業もある中で、全てをやれるというのがなかなか難しいのか、その中で選んでいって功を奏してるというところが、病児・病後児保育室の開設と、さらにはお迎えサービス、送迎サービスと言いますが、正式には送迎サービスですけど、お迎えサービスって言ってますけど、それは高く評価されてると思っております。それから、

先ほど来、待機児童対策の一環として従業員、保育士の家賃補助ですね、それについてもいち早く制度としては確立してる。それから、平成27年度から独自事業で、保育士を確保するのに今、派遣会社に依頼をすると、派遣会社に登録してある保育士が手を挙げてくるという中で、今大体年収の20%ぐらいが手数料でとられると。新人の新しい方は、なかなかそういうところに行かないいんでしょうけども、400万円の方でいくと20%、80万円、以前、聞いてたのは60万円ぐらいというところで聞いておりましたので、当市においてはその2分の1を、30万円を補助するというような制度も、これも他市に先駆けてやってる制度でございまして、これも各事業所におきまして、保育園におきましては利用していただいているというところでございます。そんな中で、どういもの方がいいのかというのは、これからもやはり取捨していかなければならないかと思えますけれども、全てのことをやれるというのはなかなか財政的にも難しいかなというところがございますので、その辺はニーズ、保護者だけではなくて働く保育士のニーズも的確に捉えまして、それを事業、施策につなげていけたら、さらに子育て環境の整備は進むのかなと思ってるところでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） では、この市内の保育園の設置について、東京都が、小池知事がいち早く、28年の10月にオープンして、そして東大和が三多摩で一番に市役所内保育をつくっていただきたいと、私は提案した。この資料を調べてるときには、三多摩ではこういう施策をやるということは、ニュースとしては僕は聞いてないんですが、このような計画のある市、他市にありますか。お伺いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先日、新聞報道をごらんになった議員さんもいらっしゃるかと思いますが、八王子市役所内で保育所というところを報道されておりましたけれども、こちらは先ほど来、関田議員がおっしゃっている事業所内保育所ではなくて、市役所のそばで保育所の計画がありましたけれども、住民の方と折り合いがつかなくて建設ができなかったと。そういうふうな事情がございまして、待機児童の代替案といたしまして、市役所内の場所貸しで、その中に小規模保育所を開設するというところございまして、市役所はたまたま場所をこれから、この4月に向けて建設が間に合わないんで場所貸しをするというふうなところで、市役所内に小規模保育ができるというふう聞いております。ですから、当初ではきつと認可保育園で大勢のお子さんを受け入れる計画だったんでしょうけども、それが計画どおりいなくて、その代替といたしまして16名程度の小規模保育事業を市役所内、どちらかわかりませんが、市役所内にお借りして法人が、法人かちょっとわかりませんが、事業者が場所を借りて小規模保育事業を開始するというふうにお聞きしているところでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） わかりました。せっかく私が、東京都の小池知事が政策として、1番としてとちよう保育園が都庁に誕生しニュースとなり、三多摩でも、私もこういう保育行政が、東大和が日本一子育てしやすいまちを目指すんだということで、僕もこの案を練っているいろいろ調べた時間の中では、そういうことはなかったんですが、八王子にそういう市役所内に、そういう土地の事情、あるいはいろんな事情があって、そういうふうにつくられるとなると、やはり行政の土地をお借りするということでは、やはり僕は市がそこへタッチするわけですから、東大和が一步リードして、先手必勝でこういう市役所内の保育園の設置ができないかということをお願いしたいというふうに、これ要望しておきます。

それで、次に企業内保育の支援拡充についてお伺いします。

当市は、先ほども言いましたけれど、大型商業施設がある。そして、個人的に、個人名を出しますとイトー

ヨーカドーとかヤオコーとか、そして私もお手伝いしましたヤクルト企業も、若いお母さんたちが多いということで、そういう事業所のことが話題になっておりました。そういうことで、こういう市内のイトーヨーカドーとかヤオコー、ヤクルトさんのそういうニーズの多いところと、私は思うんですが、そういう企業内に東大和が市として、こういう大型商業施設を抱え込む業界の団体をお願いしたことがあるのか、お伺いします。

○**保育課長（宮鍋和志君）** イトーヨーカドーさんにつきましては、27年度だと思いますが、協議をして事業所内保育所、いかがでしょうかというお話を持っていったことがあります。ヤオコーさんには、電話でお願いした、係員がお願いしてたようなことが覚えております。あとヤクルト企業さんにつきましては、先日伺いまして、中身を知らせるだけさせていただいております。事業所内保育所については、まだそこまでお話しするような環境にはございません。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** あと、これは大型商業施設を3点、聞きました。そして、もう一つは先ほども東大和病院の企業内保育については、そういう協力要請をお願いしたことがありますか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 東大和病院さんの保育所につきましては、視察だけはさせていただいておりますが、まだ正式な企業所内保育のお話はしておりません。

以上でございます。

○**8番（関田 貢君）** 今こういうふうに東大和の大型施設、あるいは東大和病院の企業内保育について、市が積極的に関与して、こういう企業内保育をお手伝いすることによることによって、そういう企業所、あるいは東大和病院なんかも、そういう働く環境、子育てを抱え込んだ、父親、あるいは母親の人たちは多く助かると私は思うんですが、そういう企業内保育の設立のために、設置のために市は努力をしていただけますか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 子供の新制度が始まったときに、お話だけは、こういうのがありますよということで、東大和病院の院内の保育所、それからヤクルトの企業内保育所にお話ししたことございますけれども、そのときにはやはり現在やっているところが委託でやってると思うんですけども、やはりハードルが高いというところで、まだその制度になかなか乗れないというようなところがございます。ただ、やはり運営していく面で公費が入りますと、事業主並びに従業員の方の負担も減るかと思しますので、現在、先日、補正予算でパルスオキシメーターといいまして、アレルギーのショックの場合の一つの指針となる機器の購入を可決していただいたところでございますけれども、その中でやはりお声をかけたところ、たくさんのお子さんを預かっている東大和病院の院内保育、それからヤクルトの企業内保育所も、そちらに参加いたしまして、そのプログラムに参加したいということで、パルスオキシメーターも買って、説明会にも出るというようなところがございますので、やはりその事業者におきましては、やはり保育事業の一翼を担ってるというような認識があると思いますので、今後、企業内保育より事業所指導型保育のほうがハードルが低く、さらに補助率もいかと聞いておりますので、そちらも含めまして情報提供と、御相談があるんでしたら乗っていきなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○**議長（関田正民君）** お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時51分 延会